

## &lt; 論 説 &gt;

## 『小売業経営調査』のデータベース作成上の留意点

—満菌勇論文を手掛かりとして(3)—

谷 沢 弘 毅

## 目 次

- (1) はじめに
- (2) 「売上商品原価」
- (3) 「賃銀給料」
- (4) 「公租及公課」
- (5) 結びにかえて

## (1) はじめに

本稿では、満菌論文（正式名称「昭和初期における中小小売商の所得構造—商外所得に着目して」）や筆者による2つの論文（「個人小売商世帯において業計複合体をいかに把握するか？—満菌勇論文を手掛かりとして(1)」[以下、谷沢「業計複合体論文」と略記]、「個人小売商世帯において多収入ポケットはいかなる事情で成立したのか？—満菌勇論文を手掛かりとして(2)」[同、谷沢「多収入ポケット論文」]）でしばしば言及している、『小売業経営調査』（正式名称『小売業経営並ニ金融調査』）の調査票（同「小売業経営並ニ金融ニ関スル調査票」）記入データに関して、その特性とそれを使用したデータベース（DB）の作成にあたっての留意点について解説していく<sup>(1)</sup>。

同調査は、1930年代に実施された商業調査のうち調査項目数をもっとも多い魅力的なものである。その記入済み調査票のすべてが、長いこと実施主体の東京商工会議所に保管されていたが、数年前に民間出版社より他の保管資料とともにDVDで販売されたため、容易に入手できるようになった<sup>(2)</sup>。ただし統計初期の調査であるがゆえに、この個票情報は現在からみて様々な問題を含んでおり、そのデータをそのまま利用することは注意を要する。このため通常の経済分析のように、データがあればそれを入力することによってDBが出来上がる、といった事例とは大きく異なっている。これは、統計概念や統計制度の確立していなかった戦前の調査では仕方のないことであるが、その短所を注意深く修正することは可能である。本稿ではかかる目的に従い、データ及びその背景にあった調査方法の特性に応じたDBの作成方法を示しておく。

同調査のデータ特性については、すでに谷沢「業計複合体論文」の4.2.「データの信頼性」部分で、売上高3,000円未満の小規模業者に注目して、その記帳の正確性を検討した。そこでの知

見は、減価償却や不動産の計上が不完全である店舗が見受けられるなど、信頼性がかならずしも高くないことを指摘したが、この指摘はあくまで一部の個票情報を試験的に検討したにすぎない。このため本稿では、おもに費用部門のうち商品原価、人件費（給料）、納税内訳の3項目に絞って検討していくことにしたい。しかもこの場合に、筆者が上記論文の図1-7で提示した家業と家計の両部門を合わせて記帳する、いわゆる商家経済体系の考え方に準拠して議論を進めていくことが大きな特徴である<sup>(3)</sup>。

歴史研究では通常、たとえ多数の数値情報を収集してDBを作成したとしても、その作成方法やデータの留意点について、詳細に検討することはさほど重視されていない。これは、おそらく歴史研究の場で本格的な統計解析がおこなわれてこなかった、単なる過去の経緯にすぎず、その必要性がないことを意味しているわけではなかろう。正確な歴史分析のためには、正確なDBの作成が求められることは当然のことである。この点に関して、『小売業経営調査』の調査票を使用した唯一の先行研究である満蘭論文でも、同データの特性が「1 分析資料の概要と位置づけ」の部分で検討されているほか、行論上で必要な場合には注書きの形で言及されているが、けっしてこれだけで十分とは言えない。とはいえこれらの部分からも、様々な問題点が抽出できるため、きわめて貴重な情報であることに変わりはない。そのため満蘭論文の関連部分を議論の手掛かりとして利用することは、議論を深めていくにあたって効果的な方法であろう。

最後に、本稿の目的がDBの作成と深くかかわるものであるだけに、1点だけ注意点を付記しておきたい。一般的にDBの作成では、使用するDB用のソフトウェアの選定、入力するサンプル数、データ項目数やその入力桁数、統計解析ソフトなど、いわゆる情報技術面における各種項目を整理する必要がある。しかし本稿では、これらの議論はほとんどおこなわず、むしろデータ自体の定義や修正方法に限定して議論していく。この理由は、これら技術面の重要性を評価しているものの、それ以前の段階であるデータ特性自体にこそ大きな問題があると認識しているからにはかならない。

ただし、まったく技術面を無視することはできないため、とりあえず本稿を作成する前に、エクセル（2次元の集計ソフト）を使用して1行に1店ずつ横方向に各種データを入力した。そのデータ項目は、満蘭論文で取り上げられた店舗関連の属性情報（組織形態、開業年次）、労務関連の情報（家族・住込等の人数内訳）、損益・財政関連の個別データ、納税関連の個別データといった、最重要の項目に限定した。最終的には、調査票の全情報を入力すべきだが、本稿の議論ではそこまで手を広げる必要はないと考えている<sup>(4)</sup>（なおデータ入力する際に必要となる店舗別の識別番号の付け方については、本稿末尾の補論を参照してほしい）。

## (2) 「売上商品原価」

はじめに満蘭論文で使用されたDBの最大の特徴として、入力データ数が922店分であり、調査票および筆者のDB中の店舗数939店と比べて17店少ないことを指摘しておきたい。17店は

全体の2%にすぎないが、絶対数としてみると少ない数字とはいいいがたい。この17店の欠落をめぐる経緯が、調査票（裏面）の第二表（20）「売上商品原価」と深くかかわっていると考えられるため、この「売上商品原価」を費用項目の最初の問題点として取り上げていきたい。

満菌論文中では、「同調査の対象店数は12業種939軒に上るが、そのうち本稿で扱うデータの揃う922軒について整理した表によれば、多くの業種で100店に届かず、（以下省略）」<sup>(5)</sup>と記述しているため、17店分も貴重なデータであることは満菌自身も認識しているはずである。それにもかかわらず17店を除外した理由が、たんに「本稿で扱うデータの」揃わなかった店であるということが筆者には意外に思われた。なぜなら筆者が確認したところでは、雄松堂書店から販売された東商の保存資料には、たしかに939店分の個票が保存されていたほか、それら個票情報を後述のような方法で丹念に入力することができ、欠落した店舗が存在しなかったからである。この除外された17店の個別内訳については、満菌論文中にはいっさい言及されていないため、その具体的な理由を入手することはできない（ただし業種別の欠落した店舗数は確認することができる）。

この原因を解明するにあたって、本稿では満菌が満菌論文のためにのみ独自のDBを作成していたという仮定を設定しておく<sup>(6)</sup>。そしてこの原因究明の手がかりとして、満菌論文でいわゆる「中間集計表」を使用していた事実に注目しておきたい<sup>(7)</sup>。この資料は、調査票の手書き情報の集計を容易にするために、実施主体の東京商工会議所が大半の項目別情報を書き直したものであり、「㊟昭和十一年九月 小売業経営並ニ金融ニ関スル調査 ○○○（業種名）」という表題で1業種ごとに計12部を作成し、1936年9月に同時公表していた<sup>(8)</sup>。中間集計表という名前は、あくまで満菌による命名にすぎない。この資料がいかなる目的のために作成されたのか、その関連情報は残っていないが、最終報告書である東京商工会議所編『東京市内ニ於ケル小売業経営並ニ金融調査』（商工調査第70号）（以下、最終報告書と略記）が1937年6月に公表されているため、少なくとも同書の作成にあたり大いに活用された資料であったと思われる。またその表紙にはかならず㊟が付けられているため、あくまで内部資料として作成されたことは間違いない。

以上の事情より満菌は、おそらくデータの入力にあたって同資料中のデータ情報を積極的に活用していたと思われる。なぜなら分析と密接にかかわる情報である調査票（裏面）の第二表、第三表の各項目データが、図3-1のように見やすい数字で清書されており、これらのデータを集計して最終報告書が作成されたと考えられるからだ。ただし残念ながら、すべての情報が掲載されているわけではない。とくに調査票の第二表の（18）「商品売上高」、（19）「其ノ他ノ営業収入」、（20）「売上商品原価」は、いずれも中間集計表の然るべき場所に掲載されていないほか、最終報告書でも第二表の「商品売上高」と「売上商品原価」の関連数値が、想定される箇所では公表されていない<sup>(9)</sup>。そして正確にいうと、中間集計表では（18）は調査票（表面）の「四六」のデータ（売上高）に該当する「46」の左端部分に掲載されているほか、（20）は掲載されていないが、その代わり（18）+（19）-（20）に相当する売上総利益が「総益」として掲載されている。とにかく

図 3-1 中間集計表の資本金・公租公課部分 ( 薪炭の事例 )

薪炭 区別	資 本 金 ( 単 位 圓 )				公 租 公 課 ( 単 位 圓 )											
	積立 番号	固定	流動	借入	總計	利息	密納收入	1	2	3	4	5	6	7	8	9
中野	50	1,650	2,530	280	4,460		350	900	20,000			4,500		15,000		
坂橋	32	2,300	550		2,850	190			12,100			22,600		2,800		
江戸川	22	2,500	3,200	1,000	11,700	100	600	700	15,400	1,000	300	19,000		12,000		
向島	25	500	1,700	800	3,000	50	120	800	17,500					13,000		
荏原	68	350	1,430	400	2,230	105	205	600	13,200					13,000		
糸田	48	750	1,180	2,500	4,430	150	205	900	24,200	14,100		19,500		20,500		
小石川	4	2,300	4,100	3,500	9,900	50	900	1,100	24,200	15,400		28,200		19,800		
波谷	42	150	1,500	60	2,150	60	50	700	15,400	44,000		20,000		4,800		
淺草	36	3,100	4,800	4,300	39,200	300	2,000	2,000	44,000	16,400		20,000		10,500		
本所	24	3,800	1,850		5,650	480		700	20,000	20,000		21,500		15,500		
茨木	23	1,800	4,000	2,500	8,300	220	1,000	20,000	19,800			16,500		13,500		
向島	27	500	1,750	1,100	3,350	120	100	900	11,000	16,700		30,100		13,500		
豊島	31	2,800	3,750	6,500	13,050	400	2,000	500	16,700	23,000		3,400		17,000		
和田	44	675	2,400	1,100	4,175	200	150	800	23,000	30,000		3,400		15,300		
置島	45	2,600	5,600	2,300	10,500	400	400	1,000	23,000	30,000		3,400		17,000		
王子	8	2,050	3,040	2,500	7,590	150	400	450	23,000	45,000		17,000		13,500		
神田	18	3,700	2,800	3,400	9,900	70	400	450	23,000	45,000		17,000		13,500		
芝	33	2,500	1,500		4,000		5,250	1,000	23,000	45,000		17,000		13,500		
京橋	34	3,600	15,700		5,100		2,800	1,500	23,000	45,000		17,000		13,500		
向島	1	2,800	1,700	1,500	6,000	80	150	800	17,600	23,800		3,400		15,000		
深川	13	3,000	4,900		7,900		900	900	17,800	22,000		3,400		15,000		
荒川	6	1,900	1,200	900	4,000		100	100	22,000	8,000		19,400		12,000		
芝	11	1,050	1,200	200	2,450		120	100	22,000	8,000		19,400		12,000		
四谷	10	4,180	4,886	2,116	11,282	150	120	100	22,000	8,000		19,400		12,000		
麹町	14	2,600	300		5,930		120	100	22,000	8,000		19,400		12,000		
日暮	79	2,100	4,050	4,000	10,150	250	300	800	17,600	23,800		3,400		15,000		
荏原	13	300	4,100	2,500	6,900	100	1,000	800	17,600	23,800		3,400		15,000		
江戸川	28	3,500	2,100	2,000	7,600	200	1,700	1,700	24,400	35,200		3,400		15,000		
大塚	40	390	4,400	200	5,000	80	800	800	17,600	23,800		3,400		15,000		

(注) 図 3-2 の薪炭 44 号は、上図の中間部分に「神田 44」で示されている。  
 (資料) 雄松堂書店版「全国商工会議所資料 第 1 期」Disc No. 20 に収録されている「小売業経営並ニ金融ニ関スル調査 結果」(資料番号: 10. 薪炭 昭和 11 年 9 月 6628) の 48 頁。

情報の一部分が未掲載であるため、もし満園論文で主要情報を中間集計表の情報に依存しているとしたら、これらは調査票から収集せざるをえなかったはずである。

このような理由から、売上商品原価については調査票より入手しなければならないが、調査票の(20)「売上商品原価」に金額が記入されなかった店が27店もあり、多くの場合にその部分に斜線が引かれていた<sup>(10)</sup>。これらのデータ欠落が大きく影響して17店を生んだ可能性があるほか、中間集計表・最終報告書で同数値が未公表となった理由かもしれない。この推論は、以下の各種情報でも裏付けることができる。すなわち調査票(表面)に「五二、純益ハ 最近一ヶ年  円(以下省略)」という設問があるが、この情報に対応して最終報告書には「52 純益及欠損」という集計値が掲載されており、その報告店数の総計が927店となっている。同じく最終報告書には、「50 営業費」という項目も掲載されており、その報告店数の総計は939店となっているほか、「46 売上高」の総報告店数も939店であった<sup>(11)</sup>。この「営業費」とは、調査票(裏面)の第二表の「営業ノ費用」(以下、営業費用と略記)のことであり、現在の簿記では「販売費及び一般管理費」に相当するため、「50」、「46」と「52」の差となる12店は「売上商品原価」の不明な店であったことを意味している。

この数字は、筆者が調査票より個別に確認した27店と大きく異なるが、少なくとも「売上商品原価」のみ不明の店舗が一定数あったことは間違いないだろう。この推論から判断すると、満園のデータ数922店がまったく根拠のない話というわけではない。さらに939店より「売上商品原価」不明27店を引くと912店となるから、素直に考えれば満園のDB中では、10店(=922店-912店)において何らかの方法を駆使して「商品売上原価」を推計していた事実も指摘しておきたい。筆者は、後に述べるようにこの推計方法を独自に開発しているが、もしかしたら同様の方法を適用しているのかもしれない。そしてもしこの考えにもとづくと、満園論文において27店のうちなぜ10店(全体の4割)だけにこのような推計方法を適用したのかという疑問が生まれる。あわせて「売上商品原価」に関して、調査票(裏面)で無記入であったのに最終報告書で判明している店が15店(=927店-912店)あることも不思議である。いずれの場合も同一の調査票(=一次資料)を使用していたにもかかわらず、である。話が込み入ってくるためここで止めておくと、少なくとも満園のDBが922店で作成されている事実は、筆者にとって実に不思議なことである。

余談になるが、中間集計表ではこの「五二」の情報が集計項目として掲載されているが、その数値は黒字額のみ記入され、赤字額(そのほか未記入を含む)には斜線が引いてあった事実も指摘しておきたい。つまり中間集計表において、税引き後の最終損益の把握及び集計が不完全であったわけである。それにもかかわらず最終報告書では「52 純益及欠損」という表題が示しているように、最終損益を「純益」と「欠損」という2つの項目に分類して個別に集計する形式に変更されているため、最終報告書が単純に中間集計表のみを使用して集計されたと考えることはできない。やはり項目によっては、調査票を再度確認したり、中間集計表を再修正した別の集計

表を作成したりしたのかもしれない。このような集計作業の概要については、一切情報が得られないが、膨大なデータを集計するにあたって様々な紆余曲折があった点は、数十年後に再集計する機会を得た我々も認識しておくべきである。

話をもとに戻そう。実は、このように原データが不明である場合でも、幸運にも別の方法でそれを捕捉することが可能であった。例えば「売上商品原価」の場合には、調査票(表面)の「四六、売上高ハ 最近一ヶ年金 [ ] 円(以下省略)」、「四八、仕入高ハ(製造ヲ兼ヌルモノハ原料ノ仕入高ヲモ含メテ下サイ) 最近一ヶ年金 [ ] 円(以下省略)」、「四九、仕入高ハ売値ノ [ ] 割 [ ] 分位デス」といった情報が入手できるため、これらの情報を活用することで筆者は最終的にすべての損益データを入手できた。いま、最終報告書を見ると、「四六」と「四八」は939店、「四九」は866店の回答数が確認できるため、筆者の方法が不可能ではないことは理解できよう<sup>(12)</sup>。

ただしここで注意しなければならない点は、「売上商品原価」の注書きによると、「一ヶ年間ノ売上商品ノ原価(持込運賃ヲ含ム)ヲ記入シテ下サイ(一ヶ年間ノ仕入額デハアリマセン)」(傍点は筆者)と記述されており、仕入額と商品原価を峻別することを店主に求めていることである。たしかに現在の簿記でも、売上(商品)原価=期首商品棚卸高+当期商品仕入高-期末商品棚卸高としているから、明らかに売上商品原価は仕入高とは異なった概念であり、上記のような指導は正規の概念に従う正しいものであった。このように指導しても、実際には帳簿記帳をおこなっている店自体が少ないため、正確な棚卸法にもとづく期首期末の商品棚卸高を把握することは至難の業であり、代替的な方法として仕入額を記入せざるをえないことが多かったのではなかろうか。これは、調査担当者による聞き取り調査の段階で、「売上商品原価」の数字を上記の「四八」の金額より転記・修正することがしばしばおこなわれたことが、調査票に残る鉛筆書きによる追加記入の痕跡から推測できる。

それゆえこのような事情を総合的に判断すれば、未記入部分はすべて「四八」等の情報を利用して埋めることが可能である。そして調査票を個別にみると、突発的な在庫積み増しによって売上高<仕入高といった事例も存在せず、売上高と仕入高はおおむね妥当な大きさに収まっていたため、この方法を採用してもさしたる問題は発生しなかった。また上記の定義式でも、期首商品棚卸高=期末商品棚卸高の場合には、売上(商品)原価=当期商品仕入高が成立するから、この代替的方法がまったく無意味というわけではない。実務上でも、資金的な余裕のない中小零細店舗では思い切った在庫積み増し(=在庫投資)が難しく、売れる見込みのある分だけ仕入れる、あるいは売れそうな場合のみ仕入れるといった仕入行動をとる可能性が高いから、的外れというわけでもなかろう。その際に、商品の大幅な価格変動や在庫の減価といった特殊要因が発生していないという前提条件も追加される。ちなみにこの方法が妥当である根拠として、例えば家具15号では調査票(裏面)第二表の(20)「売上商品原価」の周辺部分に、「私共デハ売上商品ノ原価=仕入高デス」という注書きがされていた事実を提示しておきたい。

この方法は、最終報告書でも不明であった数字をあえて推計する、ほぼ唯一の方法である。それも大胆な方法であるため、本来のDB作成から逸脱しているといった批判がでるかもしれない。しかし先に紹介したように、売上商品原価の不明な27店のうち最終報告書では15店がなんらかの方法によってこれを解明していた点に注目しておきたい。この事実は、業種によってはその調査担当者が筆者と同じ方法によって、売上商品原価を捕捉していたことを示唆しているのかもしれない。なぜなら他の方法はほぼ考えられないからである。これはあくまで推測にすぎないが、この調査が業種別の同業組合執行部などの協力のもとで実施されたため、彼らのなかに筆者と同じ方法を発見した者がいたとしてもなんらおかしい話ではない<sup>(13)</sup>。それゆえこの方法が、かならずしも無鉄砲な方法ではないことが理解できよう。

このように考えると、満蘭のDB中では調査票で「売上商品原価」等が未記入の場合に、代替的な方法で当該情報を入手する作業が不十分であったと思料される。むしろ満蘭は、中間集計表を重点的に使用していたというべきかもしれない。その背景には、900店を超える膨大な手書き情報よりDBを作成することが、並大抵のことではなかったことがあげられよう。また満蘭論文で使用されたデータが、商業所得、商外所得他とその内訳、第三種所得税（いわば個人所得税）、営業費用程度にすぎなかったことも影響していたはずだ。とくに費用面では、個別の費用項目ではなく営業費用として合算された数値を入手すればよかった。このような大括りのデータしか必要としなかったため、調査票中に判読不能な数値が発見されても読み飛ばしができたほか、後に詳述するように「公租及公課」の不統一な計上にも疑問を持たなかった。

調査票は、近代資料とはいえ漢数字と算用数字の混在、金額単位（円と銭、3桁と2桁のカンマ）の混用、個人的な癖により判別困難な数字（「7」と「9」、 「8」と「5」など）の頻出、草書体の極小文字の使用等があるため、内容を解読するのに多くの時間と労力を要した。ちなみに回答済みの調査票の現物は、図3-2を参照してほしい。実際には、これよりも多数の判別不明箇所のある調査票もあり、あまりに多くの陥穽が散在している。これら様々の特性は、中間集計表において各種誤記入が発生している原因ともなっている。このため筆者の入力した原データは、調査票（裏面）の第二表（39項目）、第三表（16項目）を中心として60項目近くにすぎなかったが、それでも一人でおこなったため夏休みのまとまった時期に、まる一日を投入しても1ヶ月以上継続してようやく目星が付いた。もちろんこの原データをもとに前節のような給料の推計・補正作業をおこなっているため、この作業期間はあくまで原データの入力の話である。このため何度となく途中で放棄したい誘惑にかられたが、それでもいくつかの補足情報に助けられてどうにか主要データを入力し終えることができた。

ここでの補足情報とは、例えば複数の関連するデータを合算した手書き数字が、関連する調査項目の近くに走り書きされていた。これらの数字は、中間集計表の資本金関連のうち「固定（資産）」、「流動（資産）」、「借入（金）」（丸カッコ内は筆者による補足）、営業費用等を集計する際に記入された金額であり、場合によっては他の数字も記入されるなど、より詳しい数字も追加さ

図3-2 調査票(裏面)の第二表・第三表部分(薪炭44号の事例)

第二表

昭和十年十二月三十一日又ハ調査期日附近ノ營業年度末現在			
業	(1) 土地	借用地ノ全部ヲ自己所有ノ場合ニ其ノ時價ヲ記入シテ下す	四
上	(2) 借地	借用地ノ全部ヲ借入ノ場合ニ其ノ時價ヲ記入シテ下す	四
ノ	(3) 建物	修築費用ノ全部(前掲ノ借地等)ヲ自己所有ノ場合ニ其ノ時價ヲ記入シテ下す	四
資	(4) 借家	修築費用ノ全部ヲ借入ノ場合ニ其ノ時價ヲ記入シテ下す	三百四
産	(5) 設備及器具	修築費用ノ全部ヲ自己所有ノ場合ニ其ノ時價ヲ記入シテ下す	三百七十五
ノ	(6) 商品(売上商品ノ除外)	前掲ノ借地等ノ全部ヲ自己所有ノ場合ニ其ノ時價ヲ記入シテ下す	四千四
種	(7) 有価証券	前掲ノ借地等ノ全部ヲ自己所有ノ場合ニ其ノ時價ヲ記入シテ下す	四
類	(8) 掛債	前掲ノ借地等ノ全部ヲ自己所有ノ場合ニ其ノ時價ヲ記入シテ下す	四
	(9) 積金(拂込金)	前掲ノ借地等ノ全部ヲ自己所有ノ場合ニ其ノ時價ヲ記入シテ下す	四
	(10) 定期預金	前掲ノ借地等ノ全部ヲ自己所有ノ場合ニ其ノ時價ヲ記入シテ下す	四
	(11) 當座預金	前掲ノ借地等ノ全部ヲ自己所有ノ場合ニ其ノ時價ヲ記入シテ下す	四
	(12) 其ノ他ノ預金及貯金	前掲ノ借地等ノ全部ヲ自己所有ノ場合ニ其ノ時價ヲ記入シテ下す	百
	(13) 現金	前掲ノ借地等ノ全部ヲ自己所有ノ場合ニ其ノ時價ヲ記入シテ下す	百
	(14) 其ノ他ノ資産	前掲ノ借地等ノ全部ヲ自己所有ノ場合ニ其ノ時價ヲ記入シテ下す	百
業	(15) 借入金	前掲ノ借地等ノ全部ヲ自己所有ノ場合ニ其ノ時價ヲ記入シテ下す	三百
上	(16) 掛借	前掲ノ借地等ノ全部ヲ自己所有ノ場合ニ其ノ時價ヲ記入シテ下す	百
ノ	(17) 未拂経費	前掲ノ借地等ノ全部ヲ自己所有ノ場合ニ其ノ時價ヲ記入シテ下す	四

第三表

業 上 ノ 支 入 及 出	(1) 營業收益税ノ收益決定額	昭和十年度ノ決定額ヲ記入シテ下す	800 圓
	(2) 營業收益税	昭和十年度ノ決定額ヲ記入シテ下す (前掲額ノ合算額ヲ記入シテ下す)	16圓70銭
	(3) 所得税	上ノ同ノ	四 圓 銭
	(4) 地租	上ノ同ノ	四 圓 銭
	(5) 家屋税	上ノ同ノ	30圓10銭
	(6) 營業税	上ノ同ノ	46圓
	(7) 雑種税	上ノ同ノ (前掲額ノ合算額ヲ記入シテ下す)	10062銭
	(8) 戸数割	昭和十年度ノ分額ヲ記入シテ下す	四 圓 銭
	(9) 特別税	上ノ同ノ (前掲額ノ合算額ヲ記入シテ下す)	四 圓 銭
	(10) 町合費	前掲ノ借地等ノ全部ヲ自己所有ノ場合ニ其ノ時價ヲ記入シテ下す	九圓六拾銭
	(11) 商工会費	昭和十年一月一日ヨリ昭和十年十二月三十一日まで一ヶ年間ノ納付額ヲ記入シテ下す	四 圓 銭
	(12) 商工会議所賦課金	昭和十年度ノ分額ヲ記入シテ下す	9642
	(13) 同業組合賦課金	上ノ同ノ	拾圓四拾銭
	(14) 商業組合賦課金	昭和十年一月一日ヨリ昭和十年十二月三十一日まで一ヶ年間ノ納付額ヲ記入シテ下す	四 圓 銭
	(15) 其ノ他ノ組合費	前掲ノ借地等ノ全部ヲ自己所有ノ場合ニ其ノ時價ヲ記入シテ下す	参圓六拾銭
	(16) 其ノ他	前掲ノ借地等ノ全部ヲ自己所有ノ場合ニ其ノ時價ヲ記入シテ下す	五圓四拾銭

(資料) 雄松堂書店版『全国商工会議所資料 第1期』Disc No. 20に収録されている「小売業経営並ニ金融ニ関スル調査票(10) 薪・炭」昭和11年9月(資料番号: 6616)の90頁より谷沢が一部を抽出。



れていた。このような事例として、図3-2における第二表・第三表の周辺を見てほしい。これらの手書き数字を利用することで、判読不能な個別の数字を解明することが可能となったほか、「公租及公課」の問題点を発見することにもつながった<sup>(14)</sup>。つまり歴史分析にあたっては、調査票（一次資料）を可能なかぎり直接に解読していくことがいかに重要であるかを、今回の作業を通じて再認識することになった。このような事情から判断すると、満園論文ではかならずしも信頼性の高いデータで分析がおこなわれたとはいえない。

最後に、「売上商品原価」に関連して第二表で登場する2つの項目について若干、留意点を述べておきたい。第一は、売上高の定義である。最終報告書では、「各業種を通じ一ヶ年の売上高」<sup>(15)</sup>（傍点は筆者）を基準として規模別分類（大経営、中経営、小経営）を実施し、その分類にもとづき各種データを集計している。ただしこの売上高に関する定義が明記されておらず、調査票でも（表面）の「四六、売上高ハ 最近一ヶ年金  円（以下省略）」としつつ、（裏面）の第二表では（18）「商品売上高（一ヶ年）」のほかに、（19）「其ノ他ノ営業収入（一ヶ年）」という項目が、注記のないまま無意識に設定されている。“無意識に”とは、両者の関係がいっさい説明されていないという意味である。常識的に考えれば、売上高とは（18）と（19）の合計額と考えられるが、中間集計表で両者の関係を確認すると、「四六」の売上高は（18）の商品売上高のことであった。いずれにしてもこれらは記入・分析にあたって若干、注意を要する箇所であろう。

満園は、同論文の注書きにおいて「その内容〔其ノ他ノ営業収入のこと〕は、「修繕料、仕立代、営業用の場所、什器等の賃貸料、営業に関する有価証券の利子又は配当、店の貸金に対する利子」（調査票）であり、本来は営業外収益として別記すべきものであろう。しかし、調査票では、営業外費用にあたるデータがなく、やむをえずこのような操作〔つまり売上高として、商品売上高と合算すること〕を行った。」<sup>(16)</sup>（なお角括弧内は筆者の補足）と記述している。しかしカギカッコ内の各種事例は、本業である小売業に関連して発生した収入であり、このような場合には勘定科目上ではいずれも営業収入に分類しても差し支えない項目であるから、満園の指摘はかならずしも適切とはいえない<sup>(17)</sup>。会計原則上から判断しても、「其ノ他ノ営業収入」は売上高に当然加えるべきであろう。

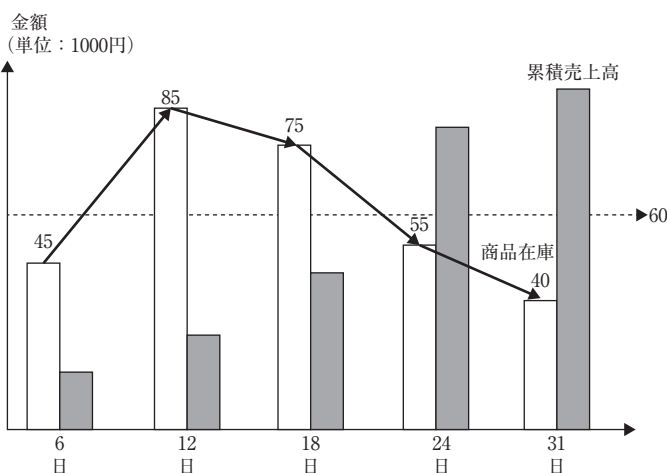
なお調査対象の小売商とは、小売業の専業商店のように考えがちであるが、実際にはかならずしもそうではない。例えば、薬品化粧品17号は、調査票（裏面）の（18）「商品売上高」で  小売一万円、卸三万円（枠内は手書き、以下同様）と明記しているため、実態は卸売業者である。しかし調査票（表面）では「報告店ノ本業  薬種 小売業」, 「同兼業  小売業、其ノ他  」と記入していたほか、最終報告書の店舗数でも同店を集計に含めているなど、卸売業のことにはまったく触れられていない。この背景には、当時の小売商のなかには、卸売業が本業であっても小売部門に進んだ店舗が多数あったにもかかわらず、調査事務局はそれを反映させるように考えていなかったのかもしれない<sup>(18)</sup>。この事実は、卸売商が以前ほど経営面で強固

でなくなったことを示唆するものである。また複数店舗を有する場合には、売上高はその合計額（つまり全店ベース）である点も付記しておく。いずれの事例も、満蘭論文ではまったく言及されていない。

第二は、第二表の上半分に存在する貸借対照表の関連データのうち、「売上商品原価」の推計で必要となる（6）「商品」（受託商品ヲ除ク）のほか、（8）「掛貸シ」、（16）「掛借リ」等の数字の信頼性が低いことである。このうち「商品」は商品在庫、「掛貸シ」は売掛金、「掛借リ」は買掛金のことと呼び変えて差し支えなからう。これらの勘定科目は、当時の商慣習との関連できわめて重要なものであるが、その実態を把握することは容易ではない。なぜなら本調査の対象となる中小小売商では、商品・資金の出入りを確実に把握するための各種帳簿を記帳している店舗がかならずしも多くない。それにもかかわらず同表の表頭では、「昭和十年十二月三十一日又ハ調査期日最近ノ営業年度末現在」と注意を喚起しているほか、例えば（6）の注書きでは「手持商品ノ評価額ヲ記入シテ下サイ。評価ハ昭和十年十二月頃ノ卸売相場ヲ標準トシテ下サイ（以下省略）」と書かれていたからだ。これは「12月頃」の価格で商品在庫の評価替えを指示する内容である。

しかし帳簿を付けていない小売商では、そもそも在庫の数量を正確に把握していないから、12月末日の残高を正確に把握することは難しかったはずである。このため（6）、（8）、（16）では、月間を通じて平均的な残高が記帳された可能性が高い。これは簿記上の正確性を追求するうえでは大きな問題であるが、見方をかえれば我々の分析目的にとってはさほど大きな問題ではない。なぜなら、実際の商品・資金需要がつねに月末に発生するとはかぎらないから、1ヵ月を通じて平均的な商品・買掛金等の残高を把握しておくことが、むしろ実務的には有効な考え方とみなす

図 3-3 12月1ヵ月間の商品在庫と累積売上高の関係（概念図）



（注） この図は、あくまで商品在庫の月中変動を累積売上高と関連させて把握するものであり、棒グラフの長さの意味はない。

（資料） 谷沢が作成した。

こともできる。例えば、図3-3のように月末になり商品在庫が一気に減少するのは、売上高が増大するためであるが、このような事例では月末時点で残高4万円とみなすより、期中平均として6万円（点線部分）と考えたほうが現実的である。

このように月中変動の激しい科目では、簿記の原則に従って月末の資産額を計上するよりも、経験にもとづき月平均の資金額を想定しておくほうが、経営面では妥当な行動であるかもしれない。きわめて素朴な考え方ではあるが、厳密な情報は得られなくとも、「中らずと雖も遠からず」の情報は入手できる。同様の考え方は、『小売業経営調査』の5年前に実施された『東京市商業調査書』の調査票でも採用されていた。すなわち同調査では、商品在庫を調査しているが、その名称は「平均手持商品高」であり、その注書きでは「平常手許に均らして寝せておく高を仕入時価で見積つて御記入下さい。」<sup>(19)</sup>（傍点は原資料のまま）とされている。「平常手許に均らして寝せておく」という表現は象徴的である。このような考え方が、そのまま『小売業経営調査』に引き継がれた可能性がある。

ただしこのような現実的な解釈は、月中変動が少なく期末時点で正確な把握が可能となる借入金などの科目との間で整合性がとれないため、企業会計原則における単一性の原則に反する処置であるほか、個人企業と法人企業とで資産項目の把握に差が生じるなど、これを積極的に評価することは難しい。あくまで自営業の分析に焦点を絞った変則的・暫定的な考え方とみなすべきである。

### (3) 「賃銀給料」

費用項目の二番目の問題点として、調査票（裏面）の第二表に含まれる(23)「賃銀給料」に焦点をあてる。まずこの「賃銀給料」の位置を、図3-2で確認してほしい。この項目は、従業員内訳とともに企業損益や労働分配率等の企業パフォーマンスに直接関係するだけに、きわめて重要であることはいまさら説明する必要はなかろう。ただしこれらの項目は、調査票独自の記入形式があるため、我々による今後の分析にあわせて適宜、修正していかなければならない。本稿におけるデータの特性問題として、もっとも注意を要する部分といえよう。

「賃銀給料」の話を進める前に、それと密接に関連する従業員数の問題点から解説していきたい。従業員数（店員数）については、調査票（表面）の「六一」で「家族従業員」、「住込」、「通勤」別に性別に人数を記入させており、かなり詳細な情報が入手できる。ただし「家族従業員」に店主が含まれるか否かが確認できない。一般的に、店主のみ店舗運営をおこなっており、他の家族員は他の職場で働いている場合も想定されるため、実態を適切に把握するには店主を家族従業員に含めておく必要がある。このような解釈は、『東京市商業調査書』でも採用しており、おおいに順当な解釈である<sup>(20)</sup>。それゆえこのような解釈は、筆者の論文でもすでに明記されているほか、そのあとに作成された満蘭論文でも採用されていることを、あわせて指摘しておきたい<sup>(21)</sup>。それにもかかわらず、個票のなかには家族従業員数が「0」となっている事例がしばしば

散見されるため、この場合のみ「1」に修正せざるをえない。かならずしも適切とはいえない場合も想定されるが、このような修正はやむをえない修正であろう。

以上の従業員の定義にもかかわらず、費用項目の内訳となる(23)の注書きでは、「店員其ノ他ノ従業員ニ対スルーケ年間ノ賃銀、給料、賞与、手当等ノ支給額ヲ記入シテ下サイ。食事、被服等ヲ支給スル場合ニハ其実数ヲモ合算シテ下サイ。但シ重役賞与及店主ノ家族ニ対スル支給額ハ除イテ下サイ」と明記されている。つまり(表面)の従業員数とは反対に、(裏面)の費用部分では家族従業員の給料を計上することを禁止しており、異なった解釈をとることを店主に求めている。このような注意喚起にもかかわらず、場合によっては家族従業員の賃銀給料を加えている店舗がある一方で、住込や通勤の店員がいたにもかかわらず、賃銀給料をまったく計上していなかった店舗も一部に存在した。以下では、このような「賃銀給料」にかかわる4つの課題を順に解説していこう。

ここでこれら4つの課題を家計分析に馴染むように解決するには、谷沢「業計複合体論文」の図1-7で説明したように、家族従業員の給料を含めた形で「賃銀給料」の金額を修正する必要がある。この操作をおこなうか否かが、満園と筆者の考え方のもっとも大きな相違点である。筆者がこのように考えた理由は、①家業部門の期間損益を、「費用収益対応の原則」に従って適切に把握すること、②家業部門と家計部門の間で発生した資金のやり取りを包括的に把握すべきであること、があげられる<sup>(22)</sup>。①の理由は、個人事業者と法人事業者間で税法上の利益概念が異なる問題を調整することにも通じる。これらの理由にもとづくと、家族従業員給料をいかに決めるかが大きな問題となる。この問題に対して、谷沢「業計複合体論文」では小売商世帯を商家経済体系のもとで統一的に把握するため、「帰属計算によって市場価格で推計」<sup>(23)</sup>する方法を提示しているが、この方法のみが唯一の方法とはいえない。すなわち市場価格に代えて、実際に店主が家族従業員に支払っていた金額を採用する方法も考えられる。今回は、修正をできるだけ少なく抑え欠落したデータのみを補完推計することで既存データと新推計データを併存させる、いわば「データの整合性」を重視して後者の方法を採用した。

そのうえで第一の課題として、表3-1の2号のように家族従業員のみ(つまり住込・通勤従業員が皆無)で「賃銀給料」が計上されていない店舗、184店の給料総額を推計して追加する必要がある。このためには表3-1の1号のように、家族従業員のみにもかかわらず「賃銀給料」が計上されている店舗が44店あるため、この数値をもとに表3-1の2号の給料を推計すればよいだろう<sup>(24)</sup>。この44店は、上記のように「賃銀給料」に計上してはいけない金額を計上しているという意味で、本来は原データを削除しておく必要がある事例である。調査票における不適切な記入結果が、かえって我々のデータ修正にとって有意義な情報を提供してくれたことになる。なお家族従業員のみで指示どおり「賃銀給料」を計上していなかった店が184店あったから、家族従業員のみでも間違って「賃銀給料」を計上していた割合は約2割(=44店÷[184店+44店])になる。この割合から、「賃銀給料」がおおむね指示どおりに記入されていたといえそうである。

表 3-1 「賃銀給料」に家族従業員等の部分を追加する際の作業概要  
(概念整理)

店番号	従業員の内訳 (人)			賃銀給料 (円)
	家族従業員	住 込	通 勤	
1	2	—	—	350
2	1	—	—	0
3	2	1	1	750
4	1	—	1	620
5	—	2	—	500
6	2	3	—	0

(注) 1. 従業員の内訳・給料とも、調査票に記載された事例をもとにパターン化した数字である。  
 2. 一点鎖線が家族従業員の平均給料を推計する際に利用する説明変数と被説明変数のデータ、点線部分が住込、通勤の給料を推計する際と同データを示す。  
 (資料) 谷沢が作成した。

ちなみに満園論文では、これらの事実がまったく触れられていないため、不完全なデータのまま分析が進められたのだろう。この背景には、中間集計表でも44店の「賃銀給料」データが計上されており、まったく修正されていない(25)。これをそのまま利用すれば、当然ながらこのような議論はおこらないはずである。

推計にあたっては、表3-2のように被説明変数に家族従業員のみのお店賃銀給料額、説明変数に売上高(円)と家族従業員数(人)で回帰させる関数(家族従業員賃銀給料関数)を計測した。ここでは切片のある計測式(1)と無い計測式(2)の2種類を作った。計測結果は、両式とも各係数のt値が有意であるため、相応に信頼性が高いと判断することができる。ちなみに44店の家族従業員の合計数122人、賃銀給料の合計額17,345円から、1人当たり給料142円という数字を入手できる。これに対して家族従業員数の係数は、計測式(1)で148円となりおおむね一致しており、この点でも計測結果はほぼ妥当な大きさである。ただし計測式(1)では、切片の数字がマイナスで大きいいため、家族従業員数が1人で売上高が少額の場合には、賃銀給料がマイナスになる場合がある。このような問題を回避するためには、計測式(2)のように切片の無い式で推計したほうが良いことになる。そうなると計測式(2)の家族従業員数の係数は84円で低くなるが、以下の説明より破棄しなければならないほど低いというわけではない。

ただし満園論文では、小売商世帯の所得水準の目安として、東京市新市域の要保護世帯(4人世帯)の年収換算額326円20銭(推計家賃支払後)に注目していた。この推計値が夫婦2人の

表 3-2 勤務形態別の賃銀給料関数の計測結果

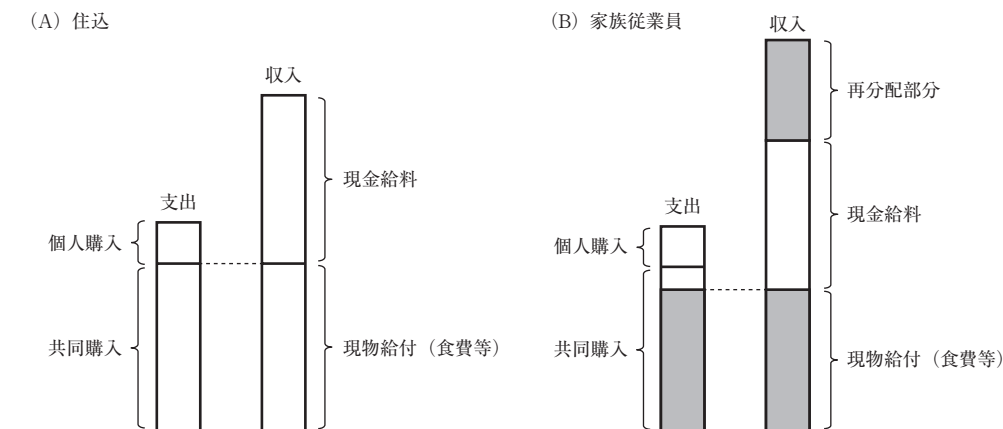
	符号 条件	家族従業員		住込・通勤	
		計測式 (1)	計測式 (2)	計測式 (3)	計測式 (4)
定数項	±	-280.410 * -1.995	—	-266.590 *** -3.818	—
売上高 (円)	+	0.026 *** 2.812	0.0218 ** 2.323	0.025 *** 13.055	0.023 *** 12.379
家族従業員数 (人)	+	148.563 *** 3.062	83.747 ** 2.245	—	—
住込従業員数 (人)	+	—	—	218.848 *** 13.724	194.705 *** 13.171
通勤従業員数 (人)	+	—	—	509.267 *** 13.255	533.659 *** 13.949
自由度修正済決定係数 サンプル・サイズ		0.400 44	0.559 44	0.722 691	0.783 691

(注) 1. 被説明変数は、各店の賃銀給料額である。詳細は本文を参照のこと。  
 2. 上段は計測結果、下段はt値を示す。  
 3. 計測結果の右肩の\*は有意水準10%、\*\*は同5%、\*\*\*は同1%を示す。  
 (資料) 谷沢が『小売業経営調査』の個票データより計測した。

共稼ぎを仮定しているとすれば、1人当り金額はその半分にすぎないため、筆者の推計値は低いようにも思われる<sup>(26)</sup>。しかし、この数字に対しては、①家族従業員数において、店主よりも配偶者、その親世代、結婚して独立する前の20歳代前半までの子供たちなどの割合が高いこと、②この金額はあくまで食費等の日常生活費が控除された、いわば「小遣い銭」に近い性格を持っていること、③家業部門で最終的に利益が発生したとき等には、それを家族間で再分配することが想定されるが、その部分が除外されていること等があげられる<sup>(27)</sup>。このうち①については、1店当たり2.8人(=122人÷44店)であるから、ほぼ店主1人とその他家族員2人の構成であり、この2人が給料の水準を引き下げている。

次に②の食費等は住込における現物給付部分に相当し、それが控除された家族従業員の現金給料を住込の給料総額と比較することが、本来は不適切であることを意味する。ちなみに住込と家族従業員の給料総額と支出の対応関係を比較すると、図3-4のようになる。この図で、個人購入とは個人的に購入する財・サービス部分であり、共同購入とは他の家族等も同時または共同で費消するため、店主の妻らが代表して購入する財・サービス部分である(食費・住宅費が代表例であるが、衣類も家族分を一括して購入するため、共同購入とみなす)。調査票の記入ルールに従うと、(A)住込では共同購入部分が「賃銀給料」としてすべて把握されるが、(B)家族従業員(店主を含む)では個人購入部分と共同購入の一部が把握されるにすぎず、共同購入部分の大半は把握されないだろう<sup>(28)</sup>。ただし把握されないといっても、この部分は最終的には家業部門における最終利益の再分配、他の営業外収入(親族による支援を含む)の調達、資産の取り崩し(預貯金の解約や不動産の売却等)によって原資を調達できるはずである。③の再分配部分も同

図 3-4 住込と家族従業員の収入と支出の対応関係（概念図）



(注) 1. この図は、あくまで住込と家族従業員の収入概念を比較したものにすぎず、長さ等に意味はない。  
 2. 家族従業員の網掛部分は、調査票で収入概念より除外されている。なお支出部分は調査対象外であるが、収入に対応させて示している。

(資料) 谷沢が作成した。

様の原資であろう。それゆえ現物給付はモノで支給された部分、再分配部分はカネで支給された部分という意味である。

このため、もし家族従業員の給料総額を住込と正確に比較するなら、除外された現物給付・再分配部分を推計したうえでそれを84円に加える必要がある。すなわちこの操作をおこなうことによって、実際の労働内容に見合った正当な対価を把握できるほか、生産活動にともなう適切な期間損益を計測することにも通じる。しかしそこまでの作業をおこなうことは、種々の情報が不足して困難が生じるため、今回はとりあえず「小遣い銭」に相当する現金給料部分のみを推計しておく。「小遣い銭」という用語は、あくまで個人購入用に使える部分が多いと思われるために命名したものであり、言葉どおりに受け取ることはできない。また現物給付・再分配部分の推計の際には、上記のような3種類の原資をいかに個人別に割り振るかといった、新たな問題が発生することも付言しておきたい。

ただし家族従業員の現物給付部分は、住込従業員の給料内訳より関連情報を入手することができる。すなわち幸いなことに、調査票から2つの事例が把握できる。第一は、白米11号の事例である。同店では、住込で男性4人、通勤で男性1人の合計5人が雇用されていたが、その「賃銀給料」は1,830円であり、内訳は「食費」900円、「給料」678円、「電器（電気代のことか?）」160円、「仕（事）着」92円（丸カッコ内は筆者による補足）であった。第二は呉服52号である。この店では、合計9人（男性8人、女性1人）の住込従業員を使用しているが、その「賃銀給料」は8,592円で、内訳は「食料費」1,276円、「給料」5,651円、「特別手当」1,665円であった。これらの数字から判断すると、現金給料は全体の約4~8割となる。ちなみに両店舗の売上高を確認すると、白米11号が72,269円、呉服52号が152,504円であり、かなり大規模な店舗

であった。このような規模を考慮すると、平均的には半分程度が現金給料であったと思われる。そしてこの割合から推計すると、現物給付を含んだ給与総額は168円となり、けっして低い水準ではない。また再分配部分も合わせて考慮すれば、家族従業員の84円は他の従業員と比較しても納得できる水準であろう。

以上の考え方は、あくまで家族従業員側の獲得する収入総額を示したものであるため、そこでは生産要素である労働の直接的な対価に見合った収入として、はたして妥当な概念かどうかという疑問が残るだろう。つまりここまで収入概念を拡大することが、企業活動に即して適切かどうかという疑問である。この疑問を考慮すると、先述のように筆者が谷沢「業計複合体論文」で提示した市場価格（つまり平均賃金）を適用することが順当とも考えられる。しかしこの方法のためには、当時の平均賃金、それを獲得した労働者の個人属性（性別、年齢等）などのデータが入手できなければならないため、多くの困難を伴う。このため今回は以上の考え方にもとづき、計測式(2)によって184店分の家族従業員給料を推計した。

次に第二の課題として、各店舗の「賃銀給料」に家族従業員の給料総額を追加しなければならない。表3-1の3・4・5号に該当する事例であり、具体的には「賃銀給料」の計上された735店のうちから家族従業員のみ44店を除外した691店に、最低でも1人以上いる家族従業員の給料総額を追加する作業である。この際に、表3-1の3・4号では「賃銀給料」のなかにすでに家族従業員の給料が追加されている可能性が捨てきれないほか、5号の場合にも完全に排除されていると断言することはできない。ただしこれを厳密に判断することは不可能であるため、本稿ではいずれの場合にも家族従業員給料が追加されていないと仮定した。これらの場合には、計測式(2)を使って家族従業員給料を求め、この推計値を既存の「賃銀給料」に加えることで691店分の推計作業をおこなった。ここで5号の場合には、もちろん家族従業員数を1人と仮定する。

第三の課題は、家族従業員のほかに住込か通勤の従業員がいたにもかかわらず、「賃銀給料」がまったく計上されていなかった店を推計する必要がある。いわば表3-1の6号に該当する店の給料総額を推計するものであり、この事例は20店あった。このためには住込・通勤の各給与水準を別途、なんらかの方法によって推計しなければならない。そこで表3-1の3・4・5号のように住込か通勤のいずれかの従業員がいて、しかも「賃銀給料」が計上されている店舗691店を抽出して、被説明変数にその「賃銀給料」を、説明変数に売上高(円)、住込人数(人)、通勤人数(人)を採用した関数(住込・通勤賃銀給料関数)を計測した。計測結果は、表3-2の右側に示されている。

計測式(3)、(4)とも、各変数の信頼性はかなり高く、両式とも賃銀給料の推計に有効であることがわかる。ただし(3)では切片が-266であり、家族従業員給料の場合と同様に、売上高が過小の場合に賃銀給料がマイナスになる可能性があるため、推計にあたっては計測式(4)を使用することが妥当であろう。ここで各従業員の係数は彼らの給料に近似するから、住込従業員は200円前後、通勤従業員は500円前後となる。満園によると、1930年代前半における工場職



工の賃銀水準は、おおよそ男性では300～400円であったと指摘しているため、これらの水準と比較すると通勤の給与水準が若干高い<sup>(29)</sup>。ただし橘木俊詔によると、当時の年収は一般事務職（俸給労働者）で約2,000円、職工で約630円であったという数字もあるため、一概に高いとはいえない<sup>(30)</sup>。また住込は、年齢層が低いことを想定すれば、通勤よりもだいぶ低い水準でも納得できよう。以上の理由より計測式（4）を使用して、20店の賃銀給料を推計することとした。

ところで話はこれだけでは終わらない。なぜなら谷沢「業計複合体論文」の図1-7で指摘したように、家族従業員給料は商業所得の一部として、小売商世帯の収入面に追加する必要があるからだ。いわば第四の課題になる。この際には、帰属計算によって費用面で算出した家族従業員給料を収入面にも計上すればよい。『小売業経営調査』ではこの考え方が採用されていなかったと思われるが、ただし調査票（裏面）の（39）「其ノ他ノ収入」の項目に家族従業員給料が含まれて、帰属計算がおこなわれた可能性も捨てきれない。なぜなら「其ノ他ノ収入」の書ききでは、「右三項（給料及賃銀収入、地代及家賃収入、利息及配当金収入）以外ノ一切ノ一ヶ年間ヲ記入シテ下サイ。臨時収入ヲ合算シテ下サイ」（丸カッコ内は筆者が補足）と書かれていたため、これらの金額に家族従業員給料が含まれていたと解釈することも可能であるからだ。もちろんこの定義が、「其ノ他ノ収入」にかならず家族従業員収入が分類されることを保証するものではないが、その可能性を否定することはできない。

そこで家族従業員のみで「賃銀給料」が計上されていた44店に限って、営業外ノ収入のうち（39）「其ノ他ノ収入」の項目に、然るべき金額が計上された事実があるかどうかを確認してみる。この検証作業は、同集団のみで可能となるという意味ではなく、同集団は他の集団よりも「賃銀給料」の計上が適切におこなわれていることを判別しやすいからにすぎない。けっして他の集団がこの検証に適していないというわけではない。集計結果は、同項目に金額が計上されていた店がわずかに5店で、比率でみると1割超にすぎないから、基本的には調査票の集計にあたって家族従業員給料は「其ノ他ノ収入」にも計上されていなかった。ただし「其ノ他ノ収入」の中身に関する情報は得られない。そこで家族従業員のみで「賃銀給料」が計上されていなかった184店に同様の分析を拡大すると、同項目に金額が計上されていた店16店のうち1店（洋雑貨1号）では、「其ノ他ノ収入」300円について「長男ヨリ送金アリ」という補足説明がなされていた。これより同項目の代表例は、世帯外の親族による資金支援なのかもしれない<sup>(31)</sup>。

以上の検討結果にもとづき、本稿では家族従業員給料を推計したのちに、これを第二表の下部にある（39）「其ノ他ノ収入」の直後に、新たに「家族従業員給料」として追加することとした。これは家業関連の収入であることを明示するためである。もちろん谷沢「業計複合体論文」の図1-7で示したように、他の項目が商外所得他に分類されるのに対して、同項目はあくまで商業所得の一要素である点に注意してほしい。このような推計・修正作業によって、家族従業員も含めた全従業員の給料概要を明らかにできるが、これらの作業は次に解説する「公租及公課」とともに、営業費用・営業純益を変更させる点を強調しておかなければならない（ただし世帯所得ペー

スでみると、家族従業員給料の修正は、本来的に影響を与えない点は説明するまでもなからう)。それゆえにDBの作成にあたってはきわめて慎重に扱うべきであるが、残念ながら満園論文ではこれらの論点はまったく言及されていない。言及されていないという事実は、おそらくこのレベルのデータチェックはおこなわれていなかったことを示唆するものであろう。

#### (4) 「公租及公課」

ところで『小売業経営調査』の調査内容できわめて特徴的なことの一つに、納税額と公課関連費用を個別に記入させていることがあげられる。現在、世帯単位で納税額を税目ごとに収集している公的統計は、総務省統計局が5年ごとに実施している『全国消費実態調査』ぐらいであり、同局が毎月実施している『家計調査』ではまったくおこなわれていないから、戦前・戦後を通じてその重要性を理解することができよう。このため費用項目の第三の問題点として、「公租及公課」をあげておきたい。

この納税内訳は、図3-2(薪炭44号の場合)のように調査票(裏面)の第三表において「営業収益税ノ収益決定額」,「国税」,「道府県税」,「市町村税」,「其ノ他」の5つに大別され、それぞれ個別の納税額を記入させるようになっている。この内訳表をみると、当時の世帯別公租及公課が把握できるように考えてしまうが、実は公租及公課をすべて把握できるほど正確なものではない点に、留意しなければならない。なぜなら公租に限って、表3-3のような『東京府統計書』から入手した1935年度の東京市内における税収構造と第三表を比較すると、第三表の特徴として、①間接国税(砂糖消費税等)が考慮されていないこと、②直接国税では臨時利得税、資本利子税が除外されていること、③府税では国税附加税が除外されていること、④市税でも附加税(国税、府税とも)が除外されていること、があげられるからだ<sup>(32)</sup>。

このうち①の間接国税は、その大半を占める砂糖が各店舗で使用する原材料となりづらいほか、菓子商のように原材料として使用された場合でも、(20)「売上商品原価」に計上されている。このためそれをあえて間接国税として把握するなら、二重計上となってしまったため、考慮する必要はなからう。②の臨時利得税は、1935年度より開始された家業部門に対する事業課税であり、1931年度以前の3ヵ年の平均利益を超過する場合に、その超過部分に対して一定の税率を課したものである。あくまで臨時課税であったから、平均的な収益額を把握する際にはこれを除外することが妥当であろう。また資本利子税は、主として有価証券や預金の利子を対象として1926年度より実施された資産所得課税である。一般的にみれば、家計部門で保有する金融資産に対して課税され、しかも規模の小さな小売商の家業部門ではほとんど関係がない。それゆえ両方とも、おおむね無視してもさしつかえなからう。

そのかわり③、④の附加税は、大きな問題となる。ちなみに営業収益税の解説にあたっては、「昭和十年度ノ分ヲ記入シテ下サイ(附加税ヲ合算シナイデ下サイ)」と注記されている。丸カッコ内の注記がいかなる理由でなされているのか、その真意を推測することは難しい。ただし第三

表 3-3 東京市内における税収構造（1935 年度）

分類	税目	金額 (円)	構成比 (%)
直接国税	合計	125,559,720	65.1
	地租	5,776,659	3.0
	所得税	80,959,305	42.0
	営業収益税	17,087,888	8.9
	鉱業税	25,182	0.0
	資本利子税	8,085,359	4.2
	取引所営業税	958,021	0.5
	臨時利得税	12,717,308	6.6
間接国税	合計	50,828,274	
	砂糖消費税	26,139,080	
	酒税	8,993,864	
	相続税	9,509,485	
	取引税	3,922,090	
	織物消費税	1,810,909	
	清涼飲料税	452,848	
東京府税	合計	22,256,749	11.5
	国税附加税	14,082,474	7.3
	地租	3,664,695	1.9
	営業収益税	2,549,649	1.3
	所得税	7,772,328	4.0
	取引所税	95,802	0.0
	府税	8,174,275	4.2
	特別地税	2,267	0.0
	営業税	1,037,602	0.5
	雑種税	4,723,881	2.4
東京市税	合計	45,024,865	23.3
	国税附加税	13,804,762	7.2
	地租	3,012,348	1.6
	営業収益税	3,874,080	2.0
	所得税	6,822,532	3.5
	取引所営業税	95,802	0.0
	府税附加税	20,152,822	10.5
	特別地税	3,526	0.0
	家屋税	12,611,050	6.5
	営業税	1,353,141	0.7
	雑種税	6,185,105	3.2
	特別税	3,095,613	1.6
	遊興税	1,747,857	0.9
	歌興税	200,994	0.1
	商品切手発行税	327,853	0.2
	金庫税	156,089	0.1
	軌道税	42,571	0.0
	戸別割	33,887	0.0
	埋立免租地段別割	59,131	0.0
	特別所得税	300,316	0.2
倶楽部税	21,116	0.0	
傭人税	205,799	0.1	
区に属する市税	7,971,668	4.1	
間接国税を除く 総計	—	192,841,334	100.0
(参考) 間接国 税を含む総計	—	243,669,608	126.4

(注) 網掛部分は、附加税の構成比を示す。

(資料) 『東京府統計書 昭和10年』の1120-1121頁、1156-1157頁、1165-1167頁より谷沢が作成。

表の公租部分が、「国税」・「道府県税」・「市町村税」別に分類され、あくまで本税ベースで記入することを求めることで、国税の営業収益税額に府・市税である同附加税額を追加して、国税負担の実態を適切に把握できなくなることを回避したいと考えたためではなかろうか。この点で第三表は、あくまで小売商世帯の公租公課全体を把握するには限界がある。表3-3によると、1935年度では附加税が全体の25%（国税附加税分が14.5%、府税附加税分が10.5%で網掛部分）に達する大きな金額である。もし、この金額を補足するなら、国税（営業収益税、所得税、地租）と府税（家屋税、営業税）の金額をもとに、一定の倍率で膨らませる必要があるが、今回はデータの信頼性が低いことが予想されるため、あえてこの作業をおこなうことを控えた<sup>(33)</sup>。

次に調査票の記入内容を個別にみていくと、営業収益税と営業税が両方とも記入されている事例が一部で見受けられたことに注目しておきたい。一般的に、営業収益税と営業税は相互補完的な税制であるといわれる。すなわち『東京都財政史』中巻によると、「府営業税は、国税営業収益税の賦課を受けない個人業主とか小売店主で、年益400円未満の者に課せられる大衆税である」<sup>(34)</sup>と指摘されている。このため両方の記載はやや違和感を持つといえよう。ちなみに満園論文では、この事実がまったく言及されていない（この理由については後述する）。いま、表3-4によって、営業収益税と営業税の計上方法別の店舗内訳をみておこう。この表によると、62店（全体の7%）で両税とも記載されているが、それは業種別に大きな偏りがあり、魚介藻類、酒類、家具ではまったくない反面、薬品化粧品では83店中に22店、ほぼ4分の1に達している。また（参考）のように、営業税に限ってその二重計上の割合（営業税二重計上率）をみると、薬品化粧品・雑穀・白米・呉服の4業種で高くなっていった。

ただし営業収益税が営業収益（いわば経常利益に相当）400円以上を課税対象としているのに対して、営業税は売上高2,000円以下を課税対象としており、厳密にみると課税標準が異なっ

表3-4 調査票での営業収益税と営業税の計上分布

	営業収益税のみ	営業税のみ (A)	両方あり (B)	両方なし	合 計	(参考)営業税二重計上率(%) :
						$B \div (A+B)$
1 雑 穀	35	3	4	0	42	57.1
2 白 米	79	10	10	2	101	50.0
3 呉 服	70	2	2	7	81	50.0
4 魚介藻類	50	9	0	0	59	0.0
5 蔬菜果実	35	28	3	0	66	9.7
6 酒 類	75	5	0	1	81	0.0
7 菓子パン	71	11	8	1	91	42.1
8 薬品化粧品	52	7	22	2	83	75.9
9 家 具	75	11	0	0	86	0.0
10 履 物	56	16	3	0	75	15.8
11 薪 炭	56	38	5	1	100	11.6
12 洋雑貨	61	7	5	1	74	41.7
合 計	715	147	62	15	939	29.7
(構成比)	76.1	15.7	6.6	1.6	100.0	

(資料) 『小売業経営調査』の調査票より谷沢が集計。

おり、両方を納税する店舗（つまり売上高が2,000円以下で営業収益が400円以上）や両方とも納税しない店舗（売上高が2,000円以上で営業収益が400円以下）が発生してもなんら不自然なことではない。とくに徴税主体が国と東京都で一致していなから、両方を納税する店舗が発生する可能性は否定できないはずである。とはいえこのような事例は、けっして多くなく大半はどちらか一方しか記入されていないが、調査票には両方とも記入された店舗が一定数あった。このほか薬品化粧品105号のように、営業収益税50円36銭と記入したのを修正して、営業収益税19円80銭と営業税30円56銭に変更した事例もあった。これらの事例が、いかなる理由によって実際に発生したのか詳細は不明であるが、事例として登場していた事実を指摘しておきたい。

といっても営業税を記入した209店のうち、営業税の対象となる売上高2,000円以下の店舗が51店（全体の24%）にすぎない事実や、売上高2,000円以下の51店のうち、営業税を納付した店舗が38店（同75%）であった事実も指摘しておかなければならない。ただしこれらの事実をもって、店主の記帳がいい加減であったということではできない。なぜなら谷沢「業計複合体論文」で指摘したように、営業収益税の課税標準となる営業純益が実際の純益ではなく売上総利益に近い金額であり、それゆえ税務署側が店の規模から推測した金額であったことを思い出してほしい<sup>(35)</sup>。課税標準は、いわば税務署側が作り上げた架空の金額であり、それを店主側は受け入れざるをえなかった。規則上では申告納税の形をとっていても、運用上は実態を反映していなかった可能性がある。営業収益税で発生していたこのような実態が、地方税としての営業税でも発生していたとしてもなんらおかしい話ではなかろう。何を基準としてデータの信頼性を把握すべきか、この基準さえ我々は持ち合わせていないのである。それゆえはじめから無条件に、性悪説に立って検討するわけにはいかない。

さらに両方の納税額が記入されていたのに、営業税の金額が二重線であえて削除されていた事例があった。このような事例は、両税の二重計上がまったくない家具で多く確認できたほか、二重計上率の高い業種（呉服77号、薬品化粧品54号など）でも見受けられた。そして第三表の下部の余白に（おそらく調査担当者による）手書きで記入されていた公租及公課の合計金額に関して、当初は営業税を含めていたが、それが二重線で削除されて営業税を除外した金額に書き換えられていたものが多数見受けられた。もっともこのような修正がすべて実施されているかといえば、かならずしもそうとはいえない。両方の金額を含めた金額のままのものも確認することができる。いかなる場合に営業税を削除したのか、そのルールが見えてこない。あるいは統一的なルールなど存在せず、業種ごとに複数の調査担当者が相談のうえで修正していたのかもしれない。上記で示した家具の事例は、少なくとも業種ごとの対応に差があったことを示唆するもののように思われる。もちろんこの場合にも、調査担当者が独自の判断で適宜修正していた可能性を否定するものではない。

このほか両方の金額とも記入されていない場合では、以下のような2つの事例が確認できた。一つの事例（呉服79号）では、「税金ハ昭和九（年）、二（月）、一（日）、法人組織ニナリ未ダ

税額決定サレズ従ッテ税金ノ支拂ヲナサズ」, 別の事例(白米36号)では「会社組織ノ為メ税金未決」といった補足説明がなされていた。前者は, 1910年11月に創業し, 1930年2月に合資会社となった呉服店であるが, 法人化してすでに5年近く経ったにもかかわらず「未ダ税額決定サレズ」とは, いかなる事情によるのだろうか。素人ながら, あまりに税務署の業務が遅れていることに驚きを禁じえない。後者は, 卸売業者に分類されるため小売商として集計対象とはならないが, その企業情報のみを利用するなら, 1910年に創業して1934年2月に合資会社を設立(法人化)したとしている<sup>(36)</sup>。実務上の理由から, 本来は支払うべき納税額が発生していないことがあるようである。現代では考えられない, 意外な事実がうかがえる。

とにかく基本的には営業収益税と営業税が両方とも記入されている場合には, 小売商世帯の納税状況を把握するという本来の目的に従って, 両方ともそのままとして, それらを合計することで公租公課の総額を把握するように努めた。この理由として, ①このような事例が発生した明確な原因が入手できないこと, ②徴税主体や課税標準の不一致から, このような事例が発生する可能性も否定できないこと, ③そもそも両税の納税額は相応に大きな金額であり, それを単純に書き間違いするとは考えづらいこと, ④③に関連して, 両税とも「銭」単位で比較的正確に記入されている事実を尊重するべきであること, などがあげられる。そして②の存在を想定すると, 調査実施主体である商工省, 東京商工会議所等にとってこの事実を公表することは都合の悪いことであるから, 余計に個票情報を修正する必要があったと思われる(ただし我々のような後世の研究者にすれば, この情報は研究意欲を掻き立てられる魅力的なものである)。また③と④は, もし営業税として不適格であったとしても, 公租合計として使用するならさしつかえないことに通じる。とにかくこの考え方は, 一次資料を重視するという基本的考え方にもとづいているほか, DB中にはできるだけ原データを書き込むべきであり, もしそれを加工する必要があるなら, プログラムを作って一括しておこなえばよいだろう。

筆者の決断は, 積極的に評価されるべきものではなく, やむをえざる事情のもとでおこった苦渋の選択にすぎない。ただし別の方法がないわけではない。すなわち満園論文で紹介されている中間集計表を使用して, これらの税額を修正する方法である。いま, 公租公課に関する情報が掲載された部分に限って, 薪炭44号の調査票(図3-2)と同店を含んだ中間集計表(図3-1)を見比べると, 原資料の漢数字で記述された判読困難な個別データが, 中間集計表では集計・分析がおこないやすいように1店ごとに横1行に整理されている。しかも調査票と中間集計表の店舗数を比較すると, 調査票939店に対して中間集計表は938店となり, 掲載されていない1店舗は履物店(具体的には履物85号)にすぎず, ほぼすべての店を網羅している<sup>(37)</sup>。そして, なによりも楷書・算用数字で記述された見やすい資料であるため, 二次資料とはいえ再集計をする我々の目的にとっては魅力的な資料といえる<sup>(38)</sup>。

中間集計表では, 調査票で両方の税金が記入されていた62店のほとんどすべてで, 驚くべきことに片方のみ計上されて金額が修正されていた。そのためDBの作成にあたっては, この修正

データを使用するのが便利である。ちなみに中間集計表でいかにデータが修正されているのかを確認したのが表3-5である。この表によると、二重計上のあった店のうち公租及公課が修正前後で変化していなかった事例が24店と全体の4割弱あり、その他は修正前と変化していた。そこで1店舗当たりの公租及公課でみると、全体では意外なことに修正後に若干上回っていたが、これはもっとも店舗数の多かった薬品化粧品において、ある店舗（薬品化粧品69号）の一部の税目で極端に金額が大きかったことが影響している<sup>(39)</sup>。そこで同店を除外した薬品化粧品の変化率をみるとほぼ8割台に減少したが、（参考）で同店を除外した全業種の変化率を計算すると9割台に減少しており、金額面では大幅な変更がおこなわれていなかった。しかも薬品化粧品では、集計にあたって積極的にデータの修正をおこなった、特有の事情があったのかもしれない。

さらに表3-5の右端で、中間集計表における二重計上問題の修正方法を個別にみると、全体では9割が営業収益税を残しており、営業税の金額を削減したり他の税目に移動させたりして税額の内訳を変更していた。このうち営業税の具体的な移動先をみると、(7)「雑種税」、(8)「戸数割」、(15)「其ノ他ノ組合費」等が確認された。強調しておくが、調査票を修正しないまま中間集計表の段階で、突如としてこのような変更がおこなわれたのである。また（金額を修正しつつも、依然として）両方に計上する方法が、4件確認できた。この事実は、両税の二重徴収が実際に存在したことを否定できない証拠となるのかもしれない。この辺りの問題は、DBの作成にあ

表3-5 調査票で営業収益税と営業税が両方計上された場合の中間集計表での修正概要

(単位：店)

	両方ある店舗数	公租及公課の概要				修正方法の概要		
		調査票の1店当たり公租及公課①	中間集計表の1店当たり公租及公課②	公租及公課の変化率(②÷①)	両資料で金額が一致した店舗数	営業収益税のみ計上	営業税のみ計上	両方に計上
1 雑穀	4	112.74	111.53	99	0	1	1	2
2 白米	10	254.36	244.38	96	8	10	0	0
3 呉服	2	376.19	334.53	89	0	2	0	0
4 魚介藻類	0	—	—	—	—	—	—	—
5 蔬菜果実	3	67.94	67.88	100	3	3	0	0
6 酒類	0	—	—	—	—	—	—	—
7 菓子パン	8	272.05	265.50	98	6	7	0	1
8 薬品化粧品	22	197.76	245.31	124	0	22	0	0
(異常値を除外)	21	196.80	153.19	78	0	21	0	0
9 家具	0	—	—	—	—	—	—	—
10 履物	3	221.34	216.56	98	2	3	0	0
11 薪炭	5	248.20	223.85	90	2	4	0	1
12 洋雑貨	5	165.68	154.88	93	3	5	0	0
合計	62	213.09	223.01	105	24	57	1	4
(構成比)	100.0	—	—	—	38.7	91.9	1.6	6.5
(参考) 異常値を除外した合計	61	213.01	190.93	90	24	56	1	4
(構成比)	100.0	—	—	—	39.3	91.8	1.6	6.6

(注) (参考)は、異常値であった1店（薬品化粧品69号）を除外して再計算した数字である。

(資料) 『小売業経営調査』の個票データより谷沢が集計。

たって非常に重要な問題であるが、満菌論文では触れられていない。そもそも満菌論文で調査票における両税の二重計上問題がまったく言及されていない背景には、先述のとおり中間集計表の情報にもとづきDBを作成していたためではなかろうか、という推測を付記しておきたい。

このような二者択一式の修正がいかなる理由によるものか不明であるが、少なくとも調査票を修正していないという事実は、おそらく調査店主から直接ヒアリングをしないまま集計段階になって、なんらかの判断にもとづき変更が実施されたのではないかと推測される。しかも納税額の修正理由やその修正方法が明確にわからないほか、調査票自体が修正されていない。このような現状では、調査票の情報を無理に修正することは控えるべきと考え、DBでは調査票のデータをそのまま記入することとした。つまり筆者は、DBの作成にあたってできるだけ原資料に忠実であるべきとの判断を下した。先述のとおり、第三表ではもともと附加税が除外されていることを考慮すれば、両方の税額を修正しないままでも実態より過大であるとはいえないはずである。附加税の大きさは、表3-3の数字をみれば自明のことである。これらの事情は、分析にあたって十分に考慮する必要がある。

なお第三表には、公租額のほかに「其ノ他」という名称で、(10)から(16)まで町会費、組合賦課金等の7項目の公課関連費用が計上されている。このうち(10)「町会費」は、もっとも大きな割合を示しており、金額面でも30円を超える支出があるほか、なかには100円を超える小売商も数店あった。ただしこの費用を、一般的な町会費とみなすには困難な場合がある。例えば、もとは(10)「町会費」と(11)「商工会費」として記入していたが、それを後で町会費として一括して記入した場合(呉服10号、呉服36号など)がみられ、しかもこれらの事例では圧倒的に商工会費が大きかった。また町会費に「街燈費」を加えている事例(呉服32号)があったほか、町会費に本来の町会費(6円)に「屎尿汲取費」(9円72銭)を加えている事例(白米124号)などもあった。このように考えると、町会費という項目に多額の商工会費が混入しており、一般的な町会費とは性格が異なる点に留意しなければならない。

このような事情は、町会費を徴収するにあたって、商工会費もいっしょに徴収していた実態があったからかもしれない。本来の町会費とは異なるとはいえ、調査担当者が合算する方式で記帳を指示していた可能性があるため、これを修正することは不可能である。筆者は、すでに谷沢「業計複合体論文」末尾の補論において、町会費を家計部門の租税とみなしていたが、このような考えを押し通すことは困難であるため、満菌論文と同様に家業部門の租税とみなすこととした<sup>(40)</sup>。なお調査票の(11)「商工会費」の注書きで、「昭和十年一月一日ヨリ同年十二月三十一日迄一ヶ年間ニ納付シタ会費ノ総額ヲ記入シテ下サイ」と書かれていた。この書き方では、「商工会」という町会とは異なる目的を有した組織が存在し、その組織の会費として支払った金額を記入するように要請されている。ただし法律上で「商工会」といった公的組織は存在しないほか、実際にこの名称の組織があったとしても勸業活動をしていた任意団体であり、その構成員は町会とほぼ重なっていたため、便宜的に「町会費」に括られることになったと推測される<sup>(41)</sup>。



ところで公租及公課と関連するのが損益計算書である。すでに谷沢「業計複合体論文」の図1-7でその統計様式を示しているが、図3-2でその位置関係を確認すると、第二表の下半分(18)から(35)までの18項目がこれに相当する。ここで(18)と(19)の2項目が収入部分、(20)から(35)までの16項目が支出部分に該当する。このほか家業部門の損益計算書とは関係ないが、家計部門の収入に相当する「営業外ノ収入」として、(36)「給料及賃銀収入」、(37)「地代及家賃収入」、(38)「利息及配当金収入」、(39)「其ノ他ノ収入」の4項目がこの表の末尾に追加されている。上記論文の図1-7でみると、商外所得他(正確にいうと、「商外所得」と「その他の所得」)に相当する項目である。

第二表の支出項目のうち、第三表(公租及公課)の合計額と密接に関係しているのが(30)「公租及公課」である。この項目の注書き部分で、「コノ欄ハ記入シナイデ下サイ」という、奇妙な文章が載せられている点に注目しておきたい。この文章が、いかなる理由で書かれたものかは定かではないが、ちなみに図3-2の薪炭44号では、調査担当者によって「公租及公課」部分の追加記帳がおこなわれ、その金額は第三表の合計額と一致していることが確認できる。このような事例がほかにも多数確認できることから判断すると、調査担当者が第三表をチェックしたうえで、その合計額を(30)に転記するように指導されていたのであろう。ただしこの操作は、かならずしも適切なものではない。なぜなら谷沢「業計複合体論文」で説明したように、本来は(30)に記入すべき金額は、第三表の合計額から家計部門に関連した同表の(3)「所得税」等を控除した金額とすべきだからである<sup>(42)</sup>。とはいえ記帳の正確性という視点から、以下では(30)＝第三表の合計額として話を進めたい。

調査票を店舗ごとに注意深くみると、この(30)に第三表の合計額が転記されている場合とない場合があり、かならずしも営業費用の計算が統一されていない問題が発生している。ここで第三表の合計額が転記されていない事例とは、①そもそも(30)に金額が記入されていないこと、②(30)に金額が記入されているが、それが第三表の合計額と異なる金額を使用していること、があげられる。大半の場合は①の事例であるが、なかには②の事例も確認できる。②の事例とは、おもに営業収益税や営業税といった家業部門と直接関係する一部の租税のみを記入しているものである。なお(30)に金額が記入されていても、それが店主によるものか、調査担当者によるかによっても若干話が異なってくるが、この点は問題視しないこととしよう。

いま、業種別に(30)が不適切な記入状況をまとめてみると、表3-6のようになる。この表では、全体の4割弱が(30)を適切に計上しておらず、業種別の不適切比率をみると菓子パン、薪炭が6割を超えている一方、野菜果実、雑穀、家具では2割未満にとどまっているなど、大きなバラつきがでている。当初の取り決めとして、回収した調査票の第三表を調査担当者が見直したうえで、その合計額を(30)に記入して営業費用を計算する段取りになっていたが、おそらくこの一連の作業が調査担当者に徹底された業種と徹底されなかった業種があったのだろう。「徹底されない」とは、注書きの指示に従って店主は金額を記入しなかったが、調査担当者もこの金額

表 3-6 営業費用項目の (30) 公租及び公課を適切に計上していない店舗数

	公租及公課を適切に計上していない店舗数(A)	業種別店舗総数(B)	不適切比率： A÷B(%)
1 雑穀	7	42	16.7
2 白米	29	101	28.7
3 呉服	37	81	45.7
4 魚介藻類	28	59	47.5
5 蔬菜果実	6	66	9.1
6 酒類	21	81	25.9
7 菓子パン	62	91	68.1
8 薬品化粧品	31	83	37.3
9 家具	15	86	17.4
10 履物	15	75	20.0
11 薪炭	65	100	65.0
12 洋雑貨	26	74	35.1
合計	342	939	36.4

(注) 「公租及公課を適切に計上していない」の意味は本文を参照のこと。

(資料) 『小売業経営調査』の調査票より谷沢が集計。

を記入しなかった場合や、店主が間違った金額を記入して調査担当者もそれに気が付かなかった(つまり修正しなかった)場合が想定される。あくまで筆者の推測にすぎないが、業種別のバラツキの背後にはこのような事情があったように思われる。

以上の問題点は、最終的には店舗別の損益動向に直接影響を与えるため無視することはできない。とくに手許にどれだけの資金が残るか(つまりキャッシュフロー)を把握するために重要な問題である。このためDBを作成する際には、個票情報を注意深く修正する必要があるが、満蘭論文でこの点は触れられていない。正確にいうと、満蘭論文では商業所得が重要な分析基準となっているが、その計算にあたって(30)「公租及公課」をいかに処理していたのかが明記されていない。あわせて中間集計表では、第三表の合計額と一致させるように修正しているため、商業所得を計算する際には家業部門の租税である所得税まで家計部門で控除している点を付記しておきたい。

## (5) 結びにかえて

本稿では、すでに発表している数本の論文の趣旨に添いつつ、小売商世帯の商家経済体系に沿ったDBの作成方法を解説した。ここでは、「売上商品原価」、「賃銀給料」、「公租及公課」という3つの費用項目に焦点を当てて、DB作成にあたってデータの問題点とその解決方法を提示した。筆者は当初、このような解説は容易に作成できると考えていたが、いざ作成に着手するといずれもきわめて重要な問題を抱えているため、予想外に難航してかなりの時間を要してしまった。DBの作成は、その設計思想を途中で変更することが困難であるほか、一度DBを完成させ

てしまうとデータの加除修正も容易ではない。それゆえきわめて周到な事前情報の収集と作業手順の確認が欠かせないが、今回のDBをそのような厳しい基準で評価すると、もしかしたら及第点には達していないかもしれない。3つの費用項目以外にも多様な問題があるが、それでも3点に関する問題点はできるだけ検討したつもりである。

最後に、完成したDBの全体像を象徴的に現した表として、商家経済の内訳を規模別に示した表3-7を公表しておきたい。この表は、商家総所得の規模別内訳を、筆者の集計した表(A)と満園論文に掲載された表(B)、およびそれらを比較した表(C)で構成されている<sup>(43)</sup>。これらの表は、満園論文に掲載された表の様式を踏襲して作成したものであるが、そもそも満園の表自体は筆者の概念を全面的に採用して作成されているため、筆者にとってはきわめて馴染深い表である<sup>(44)</sup>。また(A)については、同様の表を谷沢「業計複合体論文」の表1-12で公表しているが、その表は最終報告書に掲載された集計データをもとに推計された推計値であるため、当然ながら今回の個票データから集計された数値のほうが信頼性は高い<sup>(45)</sup>。このような経緯は、筆者がわざわざ表1-12の表題で「暫定推計」と断った理由となる。つまり同一集団の数値に大きな差が発生したとしても、それは使用したデータの差に起因するものであり、筆者が推計方法を変更したからではない。

まず両表の(参考)で店舗数の乖離を確認しておく、規模計が(A)で939店、(B)で922店であり、この差17店のうち中経営が7店(とくに「商外所得他あり」で5店)、小経営が5店となっている。とはいえ他の規模でも相応に発生しているため、17店の差が規模別には広範囲に分散していることがわかる。ただしこの事実を、ことさら強調する必要もなからう。なぜなら、谷沢データを満園データで割った数値(以下、乖離率と呼ぶ)を作成して店舗数の乖離の程度をみると、せいぜい数パーセント程度で大きな水準ではないからだ。この事実、満園論文におけるサンプル数の過小性がさほど大きな問題ではないことを示唆している。もちろん過小性に問題がないわけではない。念のため申し添えておく。

他方、商業所得から可処分所得までのデータは、大きな問題を含んでいる。いま、これらの項目の乖離率をみると、零細経営のほか多くの階層の商外所得他のない店舗の商業所得で10%以上の差となっている。とくに20%ポイント以上の乖離率のセルに網掛をすると、零細経営で41%の差が発生していた。また第三種所得税は、規模の大小にかかわらず乖離率が大きかった<sup>(46)</sup>。そもそも満園論文では、筆者による先行研究が資料の制約によって中小小売商の全体像を把握できないとして、『小売業経営調査』の調査票を再集計することでその問題点を解決できると主張していた。その目的のために、あえて売上高3,000円未満の「零細経営」という規模分類を考案したが、上記の乖離率から判断すると、この目的がどの程度達成されたのかが疑問となる。さらに満園論文で注目している商外所得他の内訳を表3-8でみると、店舗数の大半は数%の範囲内に収まっているが、平均額では本稿で特にデータ修正をおこなっていないのに、大経営の「給料及賃銀収入」と「利息及配当金収入」で大きな乖離が生じており、気にかかるところで

表 3-7 商家経済の規模別内訳

(単位:円, 店)

			商家総所得	第三種 所得税	可処分所得	(参考) 店舗数
	商業所得	商外所得他				
(A) 谷沢による集計						
零細経営	-147	355	208	1	208	84
商外所得他あり	-186	807	621	1	621	37
商外所得他なし	-117	0	-117	1	-117	47
小経営	186	377	563	6	557	344
商外所得他あり	201	847	1,048	11	1,036	153
商外所得他なし	170	0	170	2	167	191
中経営	890	848	1,738	23	1,715	324
商外所得他あり	889	1,655	2,544	38	2,506	166
商外所得他なし	892	0	892	8	884	158
大経営	3,702	1,559	5,262	281	4,981	187
商外所得他あり	4,170	3,037	7,207	364	6,843	96
商外所得他なし	3,209	0	3,209	192	3,017	91
規模計	1,100	773	1,873	66	1,806	939
商外所得他あり	1,265	1,607	2,872	95	2,777	452
商外所得他なし	946	0	946	40	907	487
(B) 満蘭による集計						
零細経営	-140	357	217	0	216	82
商外所得他あり	-213	813	599	1	599	35
商外所得他なし	-83	0	-83	0	-84	47
小経営	162	384	546	6	540	339
商外所得他あり	168	863	1,031	11	1,019	150
商外所得他なし	158	0	158	2	157	189
中経営	822	845	1,667	30	1,636	317
商外所得他あり	851	1,653	2,504	53	2,452	161
商外所得他なし	792	0	792	8	784	156
大経営	3,803	1,522	5,325	239	5,086	184
商外所得他あり	4,660	2,949	7,608	355	7,253	95
商外所得他なし	2,889	0	2,889	114	2,775	89
規模計	1,089	767	1,856	61	1,796	922
商外所得他あり	1,348	1,593	2,941	100	2,841	441
商外所得他なし	849	0	849	24	825	481
(C) 乖離率						
零細経営	105	100	96	*	96	102
商外所得他あり	87	99	104	50	104	106
商外所得他なし	141	—	141	*	140	100
小経営	115	98	103	105	103	101
商外所得他あり	120	98	102	104	102	102
商外所得他なし	108	—	108	110	106	101
中経営	108	100	104	78	105	102
商外所得他あり	104	100	102	71	102	103
商外所得他なし	113	—	113	101	113	101
大経営	97	102	99	117	98	102
商外所得他あり	89	103	95	103	94	101
商外所得他なし	111	—	111	169	109	102
規模計	101	101	101	109	101	102
商外所得他あり	94	101	98	95	98	102
商外所得他なし	111	—	111	165	110	101

(注) 1. 零細経営は売上高3,000円未満, 小経営は同3,000円以上1万円未満, 中経営は同1万円以上3万円未満, 大経営は同3万円以上を示す。

2. 商業所得の推計にあたっては, 営業費用に含まれる公租公課には第三種所得税を除外した合計額を使用した。

3. 商外所得他の定義は, 表3-8の(注)2を参照のこと。

4. 第三種所得税とは, 調査票(裏面)第三表の(3)「所得税」のことである。

5. 四捨五入の関係で, 数値間で若干の不一致が生じている。

6. (C)の乖離率は, 谷沢推計値÷満蘭推計値で計算した。ただし\*は計算不能を示す。

7. (C)の網掛部分は, 乖離率が20%を超えた部分(120以上か80以下)である。

(資料) 満蘭による集計は, 満蘭「昭和初期における中小小売商の所得構造」『社会経済史学』第79巻第3号の121頁の表3。その他は『小売業経営調査』の個票データより谷沢が集計。

表 3-8 商外所得他の規模別内訳

	給料及賃銀収入			地代及家賃収入			利息及配当金収入			其ノ他ノ収入		
	店舗数 (店)	発生率 (%)	平均額 (円)	店舗数 (店)	発生率 (%)	平均額 (円)	店舗数 (店)	発生率 (%)	平均額 (円)	店舗数 (店)	発生率 (%)	平均額 (円)
(A) 谷沢による集計												
零細経営	15	17.9	266	19	22.6	880	5	6.0	1,003	14	16.7	294
小経営	44	12.8	395	96	27.9	976	45	13.1	272	29	8.4	213
中経営	17	5.2	796	131	40.4	1,767	62	19.1	343	32	9.9	262
大経営	7	3.7	1,079	69	36.9	2,759	49	26.2	1,148	14	7.5	2,675
規模計	83	8.8	511	315	33.5	1,690	161	17.1	589	89	9.5	631
(B) 満蘭による集計												
零細経営	16	19.5	255	19	23.2	881	5	6.1	1,003	12	14.6	285
小経営	44	13.0	386	96	28.3	992	43	12.7	276	29	8.6	214
中経営	16	5.0	845	126	39.7	1,785	61	19.2	331	32	10.1	287
大経営	7	3.8	1,508	68	37.0	2,776	48	26.1	922	14	7.6	2,612
規模計	83	9.0	544	309	33.5	1,701	157	17.0	518	87	9.4	637
(C) 乖離率												
零細経営	94	92	104	100	97	100	100	98	100	117	114	103
小経営	100	98	102	100	99	98	105	103	99	100	98	100
中経営	106	105	94	104	102	99	102	100	104	100	98	91
大経営	100	99	72	101	100	99	102	100	125	100	99	102
規模計	100	98	94	102	100	99	103	101	114	102	101	99

- (注) 1. 零細経営は売上高3,000円未満、小経営は同3,000円以上1万円未満、中経営は同1万円以上3万円未満、大経営は同3万円以上を示す。  
 2. 各収入項目の定義は、以下のとおり。  
 「給料及賃銀収入」：主人又は家族が他に勤務して得た収入。賞与・手当等も合算する。  
 「地代及家賃収入」：営業用以外の所有土地家屋から生ずる地代及び家賃。  
 「利息及配当金収入」：営業関係以外の所有有価証券、貸金、出資金等の利子及び配当金。  
 「其ノ他ノ収入」：上記三項目以外は一切の収入。臨時収入も合算する。  
 3. 発生率とは、該当店舗数÷規模別総店舗数である。なお規模別総店舗数は、表3-7を参照。  
 4. 四捨五入の関係で、数値間で若干の不一致が生じている。  
 5. (C)の乖離率は、谷沢推計値÷満蘭推計値で計算した。ただし\*は計算不能を示す。  
 6. (C)の網掛部分は、乖離率が20%を超えた部分(120以上か80以下)である。  
 (資料) (B)は満蘭「昭和初期における中小小売商の所得構造」『社会経済史学』第79巻第3号の125頁の表5。その他は『小売業経営調査』の個票データより谷沢が集計。

ある<sup>(47)</sup>。

満蘭データが谷沢データから大きく乖離した原因を正確に確定することは、両データを個別に見比べなければならぬため現状では困難である。ただし本稿でおこなった「公租及公課」や「賃銀給料」の修正(とくに住込・通勤者の追加推計20店分など)は、おそらく営業費用を増加させ商業所得を減らす方向に作用したと思われる(このうち公租及公課が増加する点は、表3-5で確認できる)。一方、家族従業員給料は、費用と収入の両建てで処理するから基本的にこの差に影響しないはずだが、同給料が誤って「賃銀給料」に計上されている44店では、結果的にこの部分が商業所得を増大させたのかもしれない。このほか売上商品原価の欠落した17店分のデータが商業所得の増加に影響した可能性もあるが、それにしても商外所得他のない店舗で商業所得が全般的に大きく乖離した理由は不明である。

もっとも以上のような集計データによる検証方法には、限界があることに留意すべきだ。なぜなら統計分析で求められるのは、集計データの信頼性ではなく個票データの信頼性であるからだ。もし満蘭が抜本的なデータチェックをおこなっていないなら、データの信頼性は低いというべきかもしれない。たしかに『小売業経営調査』の調査票が残っているのは非常に喜ばしいこと

ではあるが、そのデータをそのまま使用することで魅力的な分析結果が導かれるというわけではない。記入されたデータの問題点を解明・修正して、新たな理論的枠組みのもとでDBを作成する前処理をおこなわないと、正確な分析結果は得られない。そのためにはデータの癖を徹底的に読み解く作業が必要となる。これらの作業は相応の苦痛をとまなうが、けっして疎かにできないことである。

[謝辞] 本稿の素案は、2016年9月16日に神奈川大学で開催された第4回小売商問題研究会で発表したものである。この会合では、とくに比佐章一准教授（神奈川大学経済学部）より多くの貴重な御意見・御助言を頂戴し、内容を大幅に書き換えることができた。ここに記して謝意を表したい。

#### 補論：調査票における店番号の確定方法

DBを作成するにあたっては、当然ながら個別店舗の識別番号を入力する必要がある。本調査では、多数の個別情報を記入させる必要上より対象店舗名が記入されず、代わりに調査担当者が調査票（表面）の最初（右端）にある「報告店番号第\_\_\_\_\_号」という枠内に個別番号を記入していた。本稿のDBでは、その番号をベースとして業種番号（2桁）＋報告店番号（3桁）で構成された、合計5桁の番号を新たに作成した（業種番号は、表3-4の左端を参照）。例えば履物100号なら、「10100」となり、その数字をDBの最初の列に入力している。ただし報告店番号は、あくまで調査対象店舗に対して割り振られた整理番号であるため、回収済調査票のみを集めた本資料では欠番が発生している。それゆえ本稿のDBでは、通常のDBのように店の識別番号がシリアル番号になっていない。

さらに場合によっては、この報告店番号でさえ記入されていなかったり、記入されていたとしても調査票の綴じ代にあるためDVDの画像が一部欠落していたり、手書きで判別が不能であったりした場合があった。このような事例は数十店に及ぶため大きな問題であったが、このときには中間集計表より項目別の個別情報を頼りに当該店を確定し、その所在区と報告店番号を入手することができた（実際の所在区と報告店番号は、図3-1の左端2列を参照）。その際に、一般的には各業種とも報告店番号が1桁から始まり100数十で終わっているが、洋雑貨では300～400番台の番号が43店ほどあった。この事実がいかなる事情を反映しているのかは不明であるが、もしかしたら他業種に遅れて調査が実施されたり、一定数の回収店舗数を確保するために数回にわたり調査を実施したりしたことを示しているのかもしれない。はたまた43店の調査がかなり急いで実施されるといった、洋雑貨で他業種と異なる動きがあったことも想定される。

以上のように、調査票で欠落した情報を中間集計表から入手・推測できる場合があるため、中間集計表は二次資料であるがゆえに使用すべきではない、と言い切れないことを指摘しておきたい。満菌論文では、残念ながらこれらの店舗識別番号については一切触れられていない。ただし本稿で検討したように、もし満菌が中間集計表の情報を中心に入力していたとしたら、以上の問題は基本的には発生しないことになる。あくまで調査票をベースとして、DBを作成したときの大きな問題であるからだ。

もっとも中間集計表の情報を活用しても、報告店番号が判明しない事例があった。このような事例とは、2つの店舗で同一番号が付けられていた事例と、そもそも番号が存在しない事例である。このため同一番号のときは2つ目の番号に0.5を加えて識別したほか、無番号の場合には隣接する調査票との関連で適宜、筆者が新たな番号を付けることにした（もちろんこの操作事実は、DB上で記録しておいた）。以上のような同一番号や無番号は、わずか8店であるからさほど大きな問題ではないが、DB作成上の特記事項としてここに付記しておきたい。

## 註

- (1) 以下では、関連する論文の出所を明記しておく。満菌勇「昭和初期における中小小売商の所得構造」社会経済史学会編『社会経済史学』第79巻第3号、2013年11月、谷沢弘毅「個人小売商世帯において業計複合体をいかに把握するか?—満菌勇論文を手掛かりとして(1)」神奈川大学経済学会編『商経論叢』第51巻第3号、2016年2月、同「個人小売商世帯において多収入ポケットはいかなる事情で成立したのか?—満菌勇論文を手掛かりとして(2)」神奈川大学経済学会編『商経論叢』第51巻第3号、2016年2月。このほか、これら各論文と同一の問題意識で書かれた最初の論文として、谷沢弘毅「戦前期東京の個人小売商世帯における業計複合体の形成メカニズム—1930年代前半の商家経済の計量分析」同『近代日常生活の再発見—家族経済とジェンダー・家業・地域社会の関係』学術出版会、2009年があるほか、上記の谷沢2論文の正誤表である谷沢弘毅「個人小売商世帯において業計複合体をいかに把握するか?—満菌勇論文を手掛かりとして(1)」の一部訂正について」神奈川大学経済学会編『商経論叢』第51巻第4号、2016年7月、同「個人小売商世帯において多収入ポケットはいかなる事情で成立したのか?—満菌勇論文を手掛かりとして(2)」の一部訂正について」神奈川大学経済学会編『商経論叢』第51巻第4号、2016年7月も必ず参照されたい。
- (2) この調査票は、いずれも雄松堂書店版『全国商工会議所資料 第I期』Disc No.20に収録されている。その業種別の資料名と同番号は以下のとおり。雑穀:「小売業経営並ニ金融ニ関スル調査票 昭和11年9月」(資料番号:6609)、白米:同(同:6607)、呉服:同(同:6608)、魚介藻類:同(同:6609)、蔬菜果実:同(同:6610)、酒類:同(同:6611)、菓子パン:同(同:6612)、薬品化粧品:同(同:6613)、家具:同(同:6614)、履物:同(同:6615)、薪炭:同(同:6616)、洋雑貨:同(同:6617)。
- (3) 筆者による商家経済体系の考え方については、谷沢「業計複合体論文」の第5節「商家経済の体系的把握法」を参照のこと。
- (4) 『小売業経営調査』の調査票の掲載項目については、東京商工会議所の編集した最終的な統計表『東京市内ニ於ケル小売業経営並ニ金融調査』(商工調査第70号)、1937年6月の末尾に原寸大の調査票が掲載されているので、それを参照してほしい。
- (5) 満菌「中小小売商の所得構造」の117頁。
- (6) もちろんこの仮定が成立しないと、満菌論文と異なる分析目的に合わせてDBを作成せざるをえず、それにとまって必要なデータ数も異なってくる。満菌は、満菌論文の発表直前に満菌「食料品小売業における販売「合理化」の限界—戦間期東京市の掛売・御用聞きに着目して—」高嶋修一・名武なつ紀編『都市の公共と非公共—20世紀の日本と東アジア』日本経済評論社、2013年10月(第6章)を発表しているが、この論文では『小売業経営調査』の調査票(表面)より、売上高[四六]、掛売比率[二九]、外販比率[二〇]、掛倒れ比率[五一]、店舗面積[三]、店員数[六一]、小売市場の有無[二]の情報を入手している(なお角カッコ内は、調査項目の番号を示す)。これらのデータを入手できる店数を最終報告書の報告店数でみると、[四六]が939店、[二九]が939店、[二〇]が938店、[五一]が558店、[三]が762店、[六一]が939店、[二]が939店とバラつきがある。しかも同論文では、雑穀・白米・魚類藻類・蔬菜果実・酒類の5業種431店に限定して分析しているため、922店のDBを作成したかどうかとも疑わしい。これらの事情から、おそらく同論文が満菌論文と完全に同一のDBを使用したとみなすことはできず、満菌論文専用のDBが作成されたと考えて問題ないだろう。
- (7) 満菌が中間集計表を使用していた事実は、満菌「中小小売商の所得構造」の118頁の注10)および121頁の注19)において確認できる。
- (8) 本稿で使用した中間集計表は、いずれも雄松堂書店版『全国商工会議所資料 第I期』Disc No. 20に収録されている。業種別の資料名と同番号は以下のとおり。雑穀:「小売業経営並ニ金融ニ関スル調査(結果、昭和11年9月)」(資料番号:6619)、白米:同(同:6618)、呉服:同(同:6620)、魚介藻類:同(同:6621)、蔬菜果実:同(同:6622)、酒類:同(同:6623)、菓子パン:同(同:6624)、薬品化粧品:同(同:6625)、家具:同(同:6626)、履物:同(同:6627)、薪炭:同(同:6628)、洋雑貨:同(同:6629)。

- (9) 第二表の「商品売上高」のデータは本来、最終報告書である『小売業経営並ニ金融調査』（商工調査第70号）の79頁に、「売上商品原価」のデータは同書の80頁の「第二表 VI 営業費ノ構成割合」のなかに掲載されているはずであったが、残念ながら存在しない。
- (10) 正確にいうと、27店のなかには「売上商品原価」の数字が記入されているものの、若干の判読不明な店や「商品売上高」も未記入の店（3店）を含んでいる。ただし『小売業経営並ニ金融調査』（商工調査第70号）では「商品売上高」が判明していると確認できるため、以下の議論では基本的に「売上商品原価」の未記入にのみ注目すればよい。
- (11) 『小売業経営並ニ金融調査』（商工調査第70号）における「52」のデータは同書の33頁、「50」のデータは同32頁、「46」のデータは同30頁に、それぞれ掲載されている。
- (12) 「四六」のデータは同書の30頁に、「四七」「四九」のデータは同書の31頁に、いずれも「第四 財務ニ関スル事項（続）」の一部として公表されている。ただし「四七」の回答数のうち、総計の「小経営」が430店となっているが、これは431店の誤植である事実を指摘しておきたい。また「四六」と「四七」のデータが両方とも入手できれば、「四九」のデータを使用することはない。「四九」を使用した事例は、（裏面）の第二表で売上商品原価が不明であるが、（表面）の「四六」「四七」のデータがかならずしも適切な金額でなかった場合の2店（薬品化粧品41号、洋雑貨397号）のみである。
- (13) 『小売業経営調査』が、12業種の同業組合とその統括機関である東京実業組合連合会によって実務面が担当されていたことは、『小売業経営並ニ金融調査』（商工調査第70号）の「はしがき」（1頁）に明記されている。
- (14) 図3-1では、薪炭44号の流動（資産額）が「2,400円」となっているが、図3-2の手書き数字では「2,600円」と書かれている。もちろん「2,600円」が正しい数字であるため、中間集計表が間違っている。このように中間集計表の数字は、ときどき間違っているため、この意味でもできるだけ一次資料である調査票の数字を利用すべきである。このような中間集計表における誤記入問題の関連では、註（25）、（45）、（46）も参照してほしい。
- (15) 『小売業経営並ニ金融調査』（商工調査第70号）で採用された規模別分類の定義は、『小売業経営並ニ金融調査』（商工調査第70号）の凡例の2頁を参照。
- (16) 満園「中小小売商の所得構造」の118頁。
- (17) ちなみに寫村剛雄・山上一夫編『新勘定科目全書 [第2版]』中央経済社、2003年によると、営業外収益を「主たる営業活動以外の源泉により発生する」（同書の424頁）収益とみなしているほか、「割賦販売を定期的な販売方法としている企業では、利息を含めたものを売上高として計上しているものが普通である」（同書の423～424頁）と指摘しているため、これらの状況から判断すると「其ノ他ノ営業収入」は積極的に売上高（つまり谷沢「業計複合体論文」の図1-7における商業売上高）に含めるべきと考えられる。それでも引用部分の最後「店の貸金に対する利子等」は気にかかる部分であるが、実際の営業活動では資金的な余裕がなかったはずだから、この部分は実質的に無視してもさしつかえなからう。
- (18) このほかの理由として、調査票（表面）の本業欄ではもともと「小売業」部分は印刷されているため、店主がそれを修正することをしなかっただけかもしれない。また東商側も、調査店舗を確保することが困難であったため、実態は卸売業であってもあえて小売業とみなしたのかもしれない。なお谷沢「多収入ポケット論文」の第6節で取り上げた家具15号の調査票では、（表面）の「四六」で「売上高ハ、最近一ヶ年 小売五千元 卸三千元」と記入していたほか、（裏面）第二表の（18）「商品売上高」で 小売5,000円 卸3,000円のうち卸部分に二重線が引かれ、同表（20）「売上商品原価」では 6,300円に二重線が引かれ4,000円（周辺には、「ドコ迄ガ小売分カ卸売分カワカリマセンカラ全部ヲ書きマシタ」という書き込みがある）に修正されていた。この事例のように、もし卸売部門があったとしても調査担当者に削除された場合もあるだろう。
- (19) 東京市役所編『東京市商業調査書』の緒言の22頁と23頁の間に挿入されている「東京市商業調査用紙」の（表面）を参照のこと。
- (20) この点は、東京市役所編『東京市商業調査書』同市、1933年の緒言9頁の「調査用紙記入心得」にお



- いて、「尚業主にして営業に従事する者は之を家族従業員として算入のこと」と明記されていた。
- (21) このような解釈はすでに、谷沢「業計複合体の形成メカニズム」の248頁で指摘していたほか、その後谷沢「多収入ポケット論文」の166頁の註(130)でも踏襲されている。なお満菌「中小小売商の所得構造」では、121頁の注19)で指摘されている。
- (22) これらの理由については、谷沢「業計複合体論文」の58～59頁を参照のこと。また個人事業者の支払う営業収益税と法人事業者の支払う第一種所得税の利益概念の差については、谷沢「業計複合体論文」の39頁を参照。
- (23) 谷沢「業計複合体論文」の67頁。
- (24) さらに補足すると、この44店のなかには調査票では従業員がまったくいない(つまり家族従業員数=0)ため、筆者が店主分として従業員1人に修正した店が1店(白米118号)含まれている。これは店主の給料を間違っって計上した可能性がある。以下の議論では、とくに断らないかぎり従業員数には筆者が修正した人数を採用している。
- (25) ただし正確にいうと、44店のデータのうち菓子7号の「賃銀給料」が調査票において「120円」であったにもかかわらず、中間集計表では「12円」と転記間違いしていた点を指摘しておきたい。この事例は、中間集計表という二次資料を使うことの危険性を示しているといえよう。
- (26) 満菌「中小小売商の所得構造」の127頁。
- (27) とくに③の再分配の事例には、店主が未婚の子供たちのために毎月、一定額を預貯金している場合なども含まれよう。本人たちには直接支払われていないが、結婚時等に本人に渡されれば、それは本人たちに毎月支払われていたことと同一である。なお谷沢「業計複合体論文」の64頁では、家業部門で最終的に発生した利益は「店主への配当金等」として処理されるとしているため、やや違和感を持つかもしれないが、この配当金をさらに各家族に再分配したと考えればよい。この点では、筆者の主張は一貫性を保持しているはずである。
- (28) 家族従業員の場合に、共同購入部分の一部が現金給料で支払われる理由は、一般的に店主の給料のなかに家族分の生活費が含まれるからである。もちろんこれを除外してもかまわないが、「一家の主」としての立場を重視すれば共同購入部分を若干加えておくことに異論はなかろう。そのほか家族総出で外食をしたときに店主等が支払う場合や、妻が副業を自分の手持ち給料より支払う場合といった、一時的な事例も該当する。
- (29) 1930年代前半における職種別の給与水準は、満菌「中小小売商の所得構造」の123頁の表4を参照した。
- (30) 橋木俊詔『新しい幸福論』岩波新書、2016年の23頁。
- (31) 「送金」であるため、おそらく長男は別居して家業とは異なる仕事に就いている可能性が高い。それゆえこの金額は、家族従業員給料とは別のものであろう。このほかに「其ノ他ノ収入」の記載事例として、売上高2万円の雑穀52号で「実家ヨリ年600(円)」(丸カッコは筆者が補足)がある。また薪炭75号では、「給料及賃銀収入」に「息子ヨリ送金 100円」が記入されていたが、もちろん「其ノ他ノ収入」とすべきであり、調査店主による調査票での誤記入の事例である。
- (32) 砂糖消費税については、久保文克編著『近代製糖業の発展と糖業連合会—競争を基調とした協調の模索』日本経済評論社、2009年の30～34頁が詳しいので参照のこと。
- (33) 同様の議論は、すでに谷沢「業計複合体の形成メカニズム」でも226頁に提示した表3-3にもとづきおこなっているので参照してほしい。
- (34) 東京都財政史研究会編『東京都財政史』(中巻)東京都、1968年の240頁。
- (35) この営業収益税における課税標準に関する事実については、谷沢「業計複合体論文」の49～50頁が詳しい。
- (36) 白米36号を集計対象から除外した理由は、①調査票(表面)一面を使って、②と大きく手書きされていたこと、③『小売業経営並ニ金融調査』(商工調査第70号)でも、これを除外した939店分で集計がおこなわれていたこと、があげられる。この2つの理由は、満菌「中小小売商の所得構造」の118頁の注

- 10) でも同様に指摘されている。
- (37) 中間集計表に履物 85 号が掲載されていない理由は、正確なところは不明であるが、調査票自体に他と大きな違いは確認できなかった。このため欠落は、調査票が同一場所に保管されていなかったとか、集計時にたまたまページを飛び越して捲ってしまったといった、突発的な要因で発生したのかもしれない。満菌「中小小売商の所得構造」ではまったく欠落の事実について言及されていないため、もしかしたら同人はこの件を把握していなかった可能性がある。
- (38) 二次資料という用語について若干、補足説明をしておきたい。この用語は日常的に使用されているが、学術用語としての明確な定義はない。例えば『歴史学事典』（第 6 巻、歴史学の方法）弘文堂、1998 年、遅塚忠躬『史学概論』東京大学出版会、2010 年などの専門書では、二次資料という用語をまったく掲載していない。ただし入門書のなかには、東大教養学部歴史学部会編『史料学入門』岩波書店、2006 年のように、「史料批判の観点から、当事者がその時々に残した手紙、文書、日記などを 1 次史料と呼び、第三者が記したそれらや後の記録を 2 次史料と呼んで（以下省略）」（同書 8 頁）と使用している場合もあるが、この説明では具体的な定義を明示しているとは言い難い。それでもあえてこの用語を使用するのなら、次の定義が順当であろう：「文献史料を例にとると、その目安となるものは、その史料を「いつ」「どこで」「だれが」書いたか、の三要素であり、「そのとき」「その場で」「その人が」の三要素を充たしたものを「一次史料」と呼び、そうでないものを「二次史料」と呼んでいる」（国会図書館ホームページ『史料にみる日本の近代』の「歴史史料とは何か」より抜粋）。この定義に従うと、今回の事例で店主が記入した調査票が一次資料、東商の調査担当者が作成した中間集計表は二次資料とみなすことが妥当であろう。
- (39) この事例の背景には、以下の理由があった。薬品化粧品 69 号の調査票では、（裏面）の第三表（3）所得税部分で「2,180 円」と鉛筆書きされているが、末尾の「0」がかなり小さく記入されており、見様によっては「銭」の桁（つまり円単位で小数点以下）の数字のように見える。また当時の第三種所得税で 2,180 円は、およそ課税所得が 25,000 円に相当するが、この店の売上高 1 万円、営業外収入（地代家賃収入）2,000 円程度では、この課税所得額はあまりに大きすぎる。これらの理由から、筆者は「218 円」とみなした。他方、中間集計表では「2,180 円」と判断しているため、この差が結果的に表 3-5 の薬品化粧品における 1 店当たり公租及公課に反映されたわけである。なお、当時の所得税については、谷沢弘毅『近代日本の所得分布と家族経済—高格差社会の個人計量経済史学』日本図書センター、2004 年の 186～191 頁が詳しい。
- (40) 町会費に関する筆者の考えは、谷沢「業計複合体論文」の 71 頁の補論「表 1-11 における公租公課の算出方法」、満菌の考えは満菌「中小小売商の所得構造」の 121 頁を参照のこと。
- (41) 「商工会」について補足説明すると、1883 年 11 月から 1891 年 1 月まで東京府内には「東京商工会」という公的組織があったが、同組織が東京商業会議所に改組された後は「商工会」という名称の組織は存在しない。この経緯は、「商業会議所」『国史大辞典』第 7 巻、吉川弘文館、1986 年を参照してほしい。
- (42) 詳しくは、谷沢「業計複合体論文」の 71 頁の補論を参照のこと。
- (43) ここで採用した規模別分類は、もともと満菌が『小売業経営並ニ金融調査』（商工調査第 70 号）の分類を一部修正して提案したものであるが、その作成目的と定義は満菌「中小小売商の所得構造」の 119～120 頁を参照のこと。
- (44) 所得内訳は、そもそも筆者が谷沢「業計複合体の形成メカニズム」の 212 頁で提案したものであるが、それを利用した満菌「中小小売商の所得構造」では、商外所得の定義が筆者と若干変更されている。このため表 3-7 (B) では、筆者の定義に従って「商外所得」を「商外所得他」に修正した。この事情については、谷沢「業計複合体論文」の 59 頁と 64 頁で詳述されている。このほか同分類にもとづく満菌の分析には様々な問題があるが、これについては谷沢「業計複合体論文」の 10～17 頁が詳しい。また可処分所得の算出にあたっては、厳密には家計・家業部門で保有する資産（土地・建物ほか）に従って、納税額を両部門に分別しなければならぬが、両部門の保有する資産内訳が正確に把握できないため、とりあえず第三種所得税のみを控除した（つまり他の納税額は、すでに商業所得の算出にあたって営業費用に含まれ

- ている)。
- (45) 谷沢「業計複合体論文」の表1-12は、同論文の66頁に掲載されている。なお表1-12の小経営とは、本稿の表3-7の零細経営と小経営の合計であり、同じ「小経営」でも定義が異なることに注意してほしい。この理由は、そもそも満蘭「中小小売商の所得構造」のなかで、規模分類の名称が『小売業経営並ニ金融調査』（商工調査第70号）の分類と混同されて使用されているためである。この点については谷沢「業計複合体論文」の10～11頁で具体的に論じているので参照のこと。満蘭論文を検討するには注意してほしい。
- (46) 表3-7の第三種所得税とは、調査票（裏面）の第三表の(3)「所得税」のことである。当時の所得税は本来、同表において家業部門の第一種所得税（いわば法人税）と家計部門の第二種所得税（公社債利子所得税）・第三種所得税に分けて表示すべきだが、調査票で具体的な内訳が得られないため、もっとも大きいと予想される第三種所得税に書き直している。このような考え方は、満蘭「中小小売商の所得構造」の表3でも採用されているが、満蘭がこのように表記した理由は先行研究である谷沢「業計複合体の形成メカニズム」の表3-21でこのように使用されていたからであろう。この第三種所得税で乖離率が大きかった理由として、調査票の数字が中間集計表で誤記入されていたことが推測される。すなわち第三種所得税で1,000円以上のもの11店に限ってみても、以下の3店で中間集計表では過小に誤記入されていた。菓子46号：調査票で「1,340.96円」が中間集計表で「13.40円」、菓子79号：同「3,400円」が「34.00円」、薬品化粧品17号：同「3,000円」が「30.00円」。明らかに金額単位の読み間違いがなされている。
- (47) このほか零細経営に限ると、履物95号の「利息及配当金収入」が調査票で「4,500円」、中間集計表で「450円」となっていたほか、薪炭81号の「利息及配当金収入」が調査票で「4,800円」だが、中間集計表では「地代及家賃収入」で「4,800円」と計上されているなど、他の階層でも中間集計表の平均額データが不正確である点を指摘しておきたい。サンプル数が少ないだけに、このようなミスは致命傷になる。